

○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通四四）  
○道路に関する件（九州地方整備局四）  
○道路に関する件（北海道開発局一、二）  
（農林水産四六、四七）  
○特定国外派遣組織を指定する件（総務八）  
○情報の保護に関する日本国政府と力ナダ政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務一四）  
○肥料を登録した件（農林水産四六、四七）  
（人事異動）

○国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程の一部を改正する件（厚生労働八）  
○介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度の医療保険者の納付金の算定期に關して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件（同九）  
〔その他告示〕

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

官 報 事 項  
九州地方整備局公示（九州地方整備局）  
法 務  
公証人任免（法務省）  
劳 勤

最低賃金の改正決定に關する公示  
(山梨労働局最低賃金公示一)  
国家試験  
採用候補者名簿の有効期間の満了  
(人事院)  
令和七年度特定侵害訴訟代理業務試験  
合格者（工業所有権審議会）

## 〔公 告〕

## 官 報 諸事項

官 報  
裁判所  
示関係  
会社その他  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明關係  
○厚生労働省告示第九号  
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に關する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第二項第二号、第九条、第十九条の二、第十一条及び第十二条の二の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に關する省令の規定に基づき令和八年度の医療保険者の納付金の算定に關して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十三条の規定により公示する。  
令和八年一月十六日

区 分	率 又 は 額	（入学手続）	
		改 正 後	改 正 前
（入学手續）	（入学手續）	（入学手續）	（入学手續）
第九条 学科に入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学院の長に提出し、学院が実施する入学試験を受けなければならぬ。	第九条 学科に入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学院の長に提出し、学院が実施する入学試験を受けなければならぬ。	一・三 （略）	一・三 （略）
（削る）	（削る）	2 前項各号に掲げる提出書類の様式は、総長が別に定める。	2 前項各号（第四号を除く。）に掲げる提出書類の様式は、総長が別に定める。
四 健康診断書	四 健康診断書	四 健康診断書	四 健康診断書

○厚生労働省告示第八号  
厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百九十五条の規定を実施するため、国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）の一部を次の表のよう改正し、令和八年四月一日から適用する。  
令和八年一月十六日

## 〔官 報 告〕

## 法規的告示

厚生労働大臣 上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

そ の 他 告 示

○総務省告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十六日

一名

称 令和七年度カンボジア王国に対する能力構築支援（PKO（施設）派遣事業）  
参加部隊

二 国外派遣期間 令和八年一月十七日から令和八年三月三日まで

三 派遣人数（概数） 十四人程度  
四 派遣地域 カンボジア王国

五 総務大臣臨時代理

六 国務大臣 片山さつき

七 外務大臣臨時代理

八 国務大臣 木原 稔

九 外務大臣 木原 稔

十 令和八年一月十六日

十一 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

十二 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

十三 令和八年一月十六日

十四 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

十五 令和八年一月十六日

十六 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

十七 令和八年一月十六日

十八 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

十九 令和八年一月十六日

二十 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

二十一 令和八年一月十六日

二十二 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

二十三 令和八年一月十六日

二十四 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

二十五 令和八年一月十六日

二十六 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

二十七 令和八年一月十六日

二十八 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

二十九 令和八年一月十六日

三十 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

三十一 令和八年一月十六日

三十二 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

三十三 令和八年一月十六日

三十四 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

三十五 令和八年一月十六日

三十六 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

三十七 令和八年一月十六日

三十八 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

三十九 令和八年一月十六日

四十 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

四十一 令和八年一月十六日

四十二 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

四十三 令和八年一月十六日

四十四 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

四十五 令和八年一月十六日

四十六 令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十五日に効力を生じた。

h 「受領締約国政府」とは、提供締約国政府から秘密情報の送付を受ける締約国政府をいう。  
i 「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であつて、情報に与えられなければならぬ必要な保護の水準を示すためのものをいう。

j 「第三者」とは、第三國のあらゆる政府、個人、企業、機関、組織若しくは他の法人又はこの協定の締約者でない国際機関をいう。ただし、この協定の適用上、秘密情報取扱資格を有し、知る必要があり、及び第十七条の規定に従い送付済秘密情報へのアクセスを認められた個人は、第三者とはみなさない。

k 「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の間で直接又は間接に送付される秘密情報をいう。秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に送付済秘密情報となる。この協定において送付済秘密情報及び秘密情報の送付というときは、カナダ政府から日本国政府に送付される保護される情報を含むものとする。

l 「送付済秘密情報の保護」とは、この協定の規定が受領締約国の国内法令及び手続に合致する限り、この協定の規定に基づいて保護される。

第三条 送付済秘密情報の保護

送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令及び手続に合致する限り、この協定の規定に基づいて保護される。

第四条 国内法令の変更

各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自國の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、この協定の可能な改正について検討するため、第二十条に規定するところに従つて相互に協議する。その間、送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令に合致する限り、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。ただし、提供締約国政府の書面による別段の承認がある場合は、この限りでない。

第五条 秘密指定及び表示

1 この協定に基づいて提供される秘密情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。

a 日本国政府にあっては、秘密情報は、「極秘(機密)」「特定秘密(機密)」「特定秘密」「秘密」又は「重要経済安保情報」と表示される。

b カナダ政府にあっては、秘密情報は、「TOP SECRET」「TRÈS SECRET」「SECRET」「CONFIDENTIAL」又は「CONFIDENTIEL」と表示される。

2 日本国政府は、保護される情報に対応する秘密指定はないが、両締約国政府が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、「PROTECTED C」又は「PROTEGÉ C」と表示されたカナダの情報を「極秘密」又は「特定秘密」もしくは「PROTECTED B」「PROTÉGÉ B」「PROTECTED A」又は「PROTÉGÉ A」と表示されたカナダの情報を「秘」として、取り扱い、及び保護する。

3 表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対して秘密指定を通報する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通報する。

4 受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名並びに5及び6に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

5 1の規定に関し、対応する秘密指定は、次のとおりとする。

	日本国	カナダ
極秘（機密）／特定秘密（機密）	TOP SECRET／TRÈS SECRET	SECRET
極秘／特定秘密	CONFIDENTIAL／CONFIDENTIEL	

2の規定に關し、カナダの保護される情報の秘密指定は、次のとおりとする。

## 日本国

## カナダ

1 a b	対応する秘密指定はないが、両締約国政府が相互に別段の決定を行ふ場合を除くほか、秘密が相互に別段の決定を行ふ場合を除くほか、秘密として保護する。	PROTECTED C / PROTÉGÉ C PROTECTED B / PROTÉGÉ B PROTECTED A / PROTÉGÉ A
-------------	---	---

## 第六条

## 国家秘密保持当局及び権限のある当局

1 国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

a 日本国政府については、外務省

b カナダ政府については、公共事業・政府サービス省又はその後継機関

国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施状況を把握する。

3 両締約国政府は、それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通報する。

## 第七条 送付済秘密情報を保護するための原則

1 受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三者に対して送付済秘密情報を提供してはならない。

2 受領締約国政府は、自国の国内法令及び手続に従つて、送付済秘密情報を、対応する秘密

3 提供された目的以外の目的のために、当該送付済秘密情報を使用してはならない。

4 提供締約国政府は、受領締約国政府による送付済秘密情報へのアクセスに係る追加的な制限並びに送付済秘密情報の使用、開示及び提供に係る追加的な制限を書面により定めることができ、また、受領締約国政府は、これらの制限に従う。

5 受領締約国政府は、自国の国内法令及び手続に従つて、送付済秘密情報に關係する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を遵守する。

6 各締約国政府は、秘密情報取扱資格を有しており、かつ、秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスすることを許可している個人の登録簿を保持する。

7 受領締約国政府は、送付済秘密情報の配布及び送付済秘密情報へのアクセスを管理するために、送付済秘密情報の識別、所在、目録及び管理の手続を設定する。

8 提供締約国政府は、受領締約国政府に提供した送付済秘密情報の秘密指定のその後の変更について、受領締約国政府に通報する。

## 第八条 送付済秘密情報へのアクセス

1 いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報にアクセスする権利を有しないものとする。

2 送付済秘密情報へのアクセスは、知る必要があり、かつ、受領締約国の国内法令及び手続に従つて秘密情報取扱資格を付与された個人に對してのみ認められる。

3 受領締約国政府は、個人に對して秘密情報取扱資格を付与する決定が、国家安全保障上の利益と合致し、及び当該個人が送付済秘密情報を取り扱うに当たり信用でき、かつ、信頼し得るか否かを示す全ての関連する情報に基づいて行われることを確保するために適當な措置をとる。

4 受領締約国政府は、送付済秘密情報へのアクセスを認めようとする個人に對し、3に規定する基準が満たされていることを確保するため、自国の国内法令及び手続に従つて適當な措置をとる。

5 提供締約国政府の代表者が受領締約国政府の代表者に対し秘密情報を提供する前に、提供締約国政府は、受領締約国政府の関係する権限のある当局から、予定される受領者が、知る必要があり、かつ、必要な水準の秘密情報取扱資格であつて第五条の規定に基づく対応する秘密指定の水準に応じたものを有していることについて保証を得る。

## 第九条 訪問手続

1 一方の締約国政府の個人が他方の締約国政府によって保持されている秘密情報を、訪問手続と伴つ訪問は、当該他方の締約国政府の事前の承認によつてのみ行われる。当該申請には、訪問を行う個人が、知る必要があり、かつ、前条に定める必要な水準の秘密情報取扱資格を有することの証明を含める。

## 第十条 秘密情報の送付

1 訪問の申請は、訪問を行う一方の締約国政府の権限のある当局により、政府間の経路を通じて、他方の締約国政府の権限のある当局に對して提出される。当該申請には、訪問を行う個人が、知る必要があり、かつ、前条に定める必要な水準の秘密情報取扱資格を有することの証明を含める。

## 第十一条 秘密情報が送付されている間の秘密保持の義務

1 両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする。

2 秘密情報は、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。提供締約国政府は、自国の国内法令及び手続に従い、全ての秘密情報の保管、管理及び秘密保持について、受領締約国政府が当該秘密情報を受領するまで責任を有する。

3 文書その他の媒体の形態をとる秘密情報については、

(i) 秘密情報は、封印された又は不正な開封を表示する封筒であつて、別の封印された若しくは不正な開封を表示する封筒又は秘密保持袋に封入されたものに入れて送付される。封入された封筒には、当該文書その他の媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒又は秘密保持袋には、当該受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び適当な場合には登録番号を記載する。

(ii) 封入された文書その他の媒体の秘密指定は、外側の封筒又は秘密保持袋には表示してはならない。

(iii) 秘密情報を入れた包みのために受領証が用意される。封入された秘密情報の受領証は、受領

締約国政府の最終の受領者によって署名され、提供締約国政府の発送者に返送される。

b 装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報については、

(i) 秘密情報は、その内容が識別されることを防止するために、封印され、かつ、被覆された輸送手段により送付され、又は確実に包装され、若しくは保護されるものとし、許可されていない個人によるアクセスを防止するために、継続的な管理の下に置かれる。

(ii) 秘密情報は、発送を待つ間、当該秘密情報の秘密指定の水準に応じた保護を与える保護された保管区域に置かれる。必要な水準の秘密情報取扱資格を有する許可されている個人のみが、当該装備にアクセスするものとする。

(iii) 受領証は、秘密情報が送付されている間にその管理者が変わった場合にはその都度及び秘密情報が受領締約国政府の最終の受領者に引き渡される場合に取得される。全ての受領証は、提供

c 電子的送付について、

秘密情報は、送付されている間、該当する秘密指定の水準に照らして適當な暗号を使用する

ことによつて保護される。送付済秘密情報の処理若しくは保管又は秘密情報の伝達を行つたための情報システムの基準は、当該情報システムを採用する締約国政府の適當な当局による秘密保

持に關する認定を受ける。

(ii) 受領締約国政府は、送付済秘密情報の受領についての記録を保持する。この記録は、提供締約国政府が要請した場合には、提供締約国政府に提供される。

**第十二条 施設の保安**

- 1 各締約国政府は、送付済秘密情報が保管されている全ての政府の施設の保安に責任を有するものとする。
- 2 受領締約国政府は、政府の各施設について、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する政府職員を任命することを確保する。

**第十三条 送付済秘密情報の保管**

- 受領締約国政府は、第八条の規定に従い許可されている個人に対してのみアクセスが認められることを確保する方法によって送付済秘密情報を保管する。

**第十四条 送付済秘密情報の破壊**

- 送付済秘密情報は、提供された目的に照らして保持する必要がなくなった場合には、受領締約国政府により、自国の国内法令及び手続に従い、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元を防止する方法によって破壊される。

**第十五条 送付済秘密情報の複製**

- 受領締約国政府は、文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報を複製する場合には、当該送付済秘密情報に適用される全ての元の秘密指定の表示についても、複製し、又は各複製物に表示する。受領締約国政府は、あらゆる複製された送付済秘密情報を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。受領締約国政府は、複製物の数を公用の目的のために必要とされる数に限定する。

**第十六条 送付済秘密情報の翻訳**

- 受領締約国政府は、送付済秘密情報の翻訳が、知る必要があり、かつ、第八条に定める必要な水準の秘密情報取扱資格を有する個人によって行われることを確保する。受領締約国政府は、当該翻訳の複製物の数を最小限にとどめ、及びその配布を管理する。あらゆる翻訳には、提供締約国政府の元の秘密指定に対応する受領締約国政府の秘密指定を表示するものとし、かつ、当該翻訳が送付済秘密情報の数を示す適當な注釈を当該翻訳を作成した言語により付すものとする。受領締約国政府は、該翻訳を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。

**第十七条 契約者への送付済秘密情報の提供**

- 受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対して提供する前に、自国の国内法令及び手続に従い、次のことを行わることを確保するために適切な措置をとる。

- a 契約者の施設が、該当する秘密指定の水準において送付済秘密情報を保護する能力を有すること。

- b 送付済秘密情報にアクセスする全ての個人が、送付済秘密情報を保護するための自己の責任について通知されること。

- c 契約者が送付済秘密情報の全部又は一部を使用して作成する情報が、送付済秘密情報の使用、保管、破壊及び開示に関するこの協定の関連する規定に従つて、当該送付済秘密情報の原本と同様の受領締約国政府の秘密指定の水準で表示され、かつ、当該原本と同等の保護を受けること。

- d 受領締約国政府の権限のある当局が、送付済秘密情報がこの協定において求められる方法と同様の方法によって適切に保護されることを確保するため、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる各契約者の施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

- e 権限のある当局が、秘密情報取扱資格を有し、かつ、送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿について、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる各契約者の施設において保持されることを確保すること。

- f 権限のある当局が、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する個人が各契約者の施設において任命されることを確保すること。
- g 権限のある当局が、契約者がこの協定において求められる方法と同様の方法によって送付済秘密情報の保護のために必要な秘密保持の措置を適用し、及び維持することを確保すること。

**第十八条 送付済秘密情報の紛失又は漏泄**

- 1 受領締約国政府は、送付済秘密情報が紛失し、漏せつし、若しくは許可されていない個人若しくは法人に開示されたことが判明しているか、又はこれらを疑うに足りる根拠があるあらゆる事例を調査する。
- 2 受領締約国政府は、送付済秘密情報のあらゆる紛失、漏せつ又は許可されていない開示及び紛失、漏せつ又は許可されていない開示の疑いについて提供締約国政府に迅速かつ十分に通報する。
- 3 受領締約国政府は、1に規定する調査の最終結果及び再発を防止するためにとられる措置の詳細を、書面により提供締約国政府に提供する。

**第十九条 手続取決め及び実施取決め**

- 1 両締約国政府は、この協定に従属し、かつ、この協定を実施するための補足的な規定を定める手続取決めを作成する。
- 2 権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、かつ、この協定を実施するための補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。

**第二十条 紛争及び協議**

- 1 両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に協議する。
- 2 この協定、手続取決め及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。
- 3 両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる意見の相違を、当該権限のある当局の間の協議によって解決するものとする。
- 4 3の規定に従つて意見の相違を解決することができない場合には、その問題は、2の規定に従つて解決されるものとする。

**第二十一条 秘密保持に係る代表者による訪問**

- この協定の履行については、両締約国政府の秘密保持に係る代表者による相互訪問を通じて促進することができる。両締約国政府が相互に同意する場合には、各締約国政府の秘密保持に係る代表者は、それぞれの秘密保持制度が適當な程度に同等のものとなることを達成するため、それぞれの秘密保持の手続について議論し、及びその実施を観察することを目的として、他方の締約国政府の施設を訪問することを許可される。

**第二十二条 費用**

- 各締約国政府は、自国の国内法令及び手続に従い、かつ、自国の毎年の予算の範囲内で、この協定に基づく自国の義務の履行において生ずる自己の費用を負担する。

**第二十三条 効力発生、改正、有効期間及び終了**

- 1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続が完了した旨を相互に通告するために交換する外交上の公文の日付のうち、最後の日付の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手續と同様の手續に従う。
- 3 この協定は、一年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させることをそれぞれの一年の期間が満了する少なくとも九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、一年間ずつ自動的に延長される。
- 4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定の規定に従つて保護される。
- 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。
- 二千二十五年七月八日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岩屋毅

カナダ政府のために  
アニー・アーノンド

## ○農林水産省告示第四十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和11十五年法律第百11十七号）第七条第一項（同法第11111条の二第六項において適用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年十一月十五日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第11111条の二第六項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年一月十六日

農林水産大臣臨時代理

國務大臣 石原 安高

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所  
有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109797号	化成肥料	くみあい苦土入り複合硝加磷安HS121	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
生第109825号	液状肥料	亜りん酸カルシウム液肥	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第109826号	液状肥料	PK液肥特号Mk II	緑産業株式会社	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
輸第109842号	化成肥料	有機入り化成肥料NS189B	シー・アイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号
輸第109843号	化成肥料	有機入り化成肥料NS398B	シー・アイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号

有効期間が6年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109805号	化成肥料	ホウ素入り高度化成NS247号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第109806号	化成肥料	追肥化成450号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第109808号	化成肥料	苦土有機入り化成8222	瀬戸内ケミカル有限公司	岡山県笠岡市神島外浦3675番地の1
生第109809号	液状肥料	welzo液肥525号	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番3号
生第109824号	化成肥料	MA高度化成444	森六アグリ株式会社	徳島県徳島市川内町平石若宮73番地の1
生第109827号	化成肥料	有機入り化成H-22-1号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地3
生第109828号	化成肥料	有機入り化成H-21-1号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地3
生第109829号	混合りん酸肥料	1.0混合りん酸肥料	朝日化工株式会社	富山県小矢部市下後亟503番地1
生第109830号	化成肥料	くみあい尿素有機入りアスピラ化成550	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第109831号	化成肥料	高度化成680	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町1丁目23番地
輸第109792号	混合微量元素肥料	混合微量元素肥料2609号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の1
輸第109793号	混合微量元素肥料	混合微量元素肥料2614号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の1
輸第109795号	尿素	尿素KG	鴻賀商事株式会社	岡山県岡山市北区広瀬町3-3島本ビル4階

輸第109798号	塩化アンモニア	ロイヤル塩安	ロイヤル インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町1丁目15番19号
輸第109801号	尿素	尿素45	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の1
輸第109817号	混合りん酸肥料	苦土リンプラス35	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番13号
輸第109839号	硫酸アンモニア	21.0硫酸アンモニア	有限会社茨城サングリーン	茨城県神栖市波崎9445番地4
輸第109840号	副産動植物質肥料	YG-BS液肥1号	株式会社ユタカグローバル	東京都港区六本木四丁目2番50号
輸第109841号	副産動植物質肥料	YG-BS粉末肥料1号	株式会社ユタカグローバル	東京都港区六本木四丁目2番50号
輸第109844号	被覆窒素肥料	被覆尿素42.0	阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
輸第109845号	尿素	尿素SSU	阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
外第109807号	炭酸マンガン	MIB PRODUMAN肥料	ICL America do Sul S.A.	ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市ドウトーラ・ルーチ・カルドゾ通り8501
			ICL JAPAN株式会社 (国内管理人)	東京都文京区後楽二丁目2番22号

2 保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

## ○農林水産省告示第四十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和11十五年法律第百11十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和七年十一月十五日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年一月十六日

農林水産大臣臨時代理

國務大臣 石原 安高

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109838号	化成肥料	すくすく023Sタブレット	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第109852号	汚泥肥料	ときわ13号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐閑船町宮下2番地の2
生第109855号	汚泥肥料	バイオの環βF01	ヤンマーホールディングス株式会社	大阪府大阪市北区茶屋町1番32号
生第109861号	化成肥料	富士高度化成肥料NS658UF号	富士肥料株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号
		有効期間が6年であるもの		
生第109818号	化成肥料	フレイヤ15	兼松アグリテック株式会社	茨城県神栖市東深芝4番地7

生第109823号	液状肥料	トヨチュー液肥 ハイ パーロング2	中島商事株式会社	愛知県豊明市沓掛町石畠158番地	○国土交通省告示第四十四号 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十一月十九日付けをもつて次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十二条の規定に基づき、告示する。
生第109832号	液状肥料	液状 HAYASHIー4号	林化学工業株式会社	滋賀県栗東市手原六丁目200番地1	令和八年一月十六日 国土交通大臣 金子恭之
生第109835号	液状肥料	鉄力あくあFPC1	愛知製鋼株式会社	愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地	型式承認番号 物件の名称 物件の型式 製造者の名称 製造者の住所
生第109854号	鉱さいけい酸質肥料	粉状徐冷スラグA	ト部産業株式会社	広島県福山市新浜町一丁目5番15号	第5848号 膨脹式救命浮器(FRN-A S-50) R O型 藤倉コンポジット株式会社 東京都品川区西五反田八丁目4番13号五反田JPビルディング
生第109862号	化成肥料	化成肥料ハイマックス特855号	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号	第5849号 " F RN-A S-84 R O型 "
生第109863号	化成肥料	中日本シリカゲル入り高度化成440	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目23番12号	○九州地方整備局告示第四号
生第109878号	液状肥料	グリシントップN10	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号	次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
輸第109819号	副産動植物質肥料	グアミール	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島県いちき串木野市大里2762番地	その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。
輸第109822号	干蚕蛹粉末	さなぎ粕	興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号	令和八年一月十六日 九州地方整備局長 垣下禪裕
輸第109833号	熔成りん肥	17.0熔成りん肥	東山物産株式会社	大阪府藤井寺市岡2丁目7番67号	二路線名 供用開始の区間
輸第109834号	化成肥料	ブラック化成	ラクトップ有限会社	大阪府大阪市西区西本町一丁目6番2号	一百八号 柳塚字深町一三一九番三まで 塚塚字深町一三一九番一から同市大和町塚
輸第109847号	水酸化苦土肥料	PC-T-60	啓和ファインマテリアル株式会社	岡山県備前市八木山830番地	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
輸第109856号	化成肥料	有機入り化成H-23号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	供用開始の期日 令和八年一月十六日
輸第109857号	化成肥料	有機入り化成H-24号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	○北海道開発局告示第一号
輸第109864号	化成肥料	第一リン酸加里	株式会社マル一	愛知県瀬戸市陶本町四丁目6番地	次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
輸第109865号	塩化加里	塩化加里1号	株式会社タクイ	岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室	その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。
輸第109866号	硫酸加里	硫酸加里1号	株式会社タクイ	岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室	令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉
輸第109875号	硝酸石灰	粒状硝酸石灰	LD国際商事株式会社	東京都八王子市別所1-41-1-7-702	(一) 道路の種類 一般国道
輸第109876号	化成肥料	燐安10号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号	(二) 道路線名 四十四号
輸第109877号	りん酸アンモニア	燐安11号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号	(三) 道路の区域 区間
2 保証成分量その他の規格(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)					
肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)は、次のとおりである。					
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。)					
○国土交通省告示第四十四号 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十一月十九日付けをもつて次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十二条の規定に基づき、告示する。					
令和八年一月十六日 九州地方整備局長 垣下禪裕					
○九州地方整備局告示第四号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 九州地方整備局長 垣下禪裕					
○北海道開発局告示第一号 次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉					
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 道路線名 四十四号					
(三) 道路の区域 区間					
後 前 復					
○北海道開発局告示第二号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉					
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 道路線名 四百五十三号					
(三) 道路の区域 区間					
後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 復					
○北海道開発局告示第三号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉					
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 道路線名 四百五十三号					
(三) 道路の区域 区間					
後 前 後 前 後 前 後 前 後 前 復					
○北海道開発局告示第四号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉					
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 道路線名 四百五十三号					
(三) 道路の区域 区間					
後 前 後 前 復					
○北海道開発局告示第五号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉					
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 道路線名 四百五十三号					
(三) 道路の区域 区間					
後 前 復					
○北海道開発局告示第六号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉					
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 道路線名 四百五十三号					
(三) 道路の区域 区間					
後 前 復					
○北海道開発局告示第七号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉					
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 道路線名 四百五十三号					
(三) 道路の区域 区間					
後 前 復					
○北海道開発局告示第八号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉					
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 道路線名 四百五十三号					
(三) 道路の区域 区間					
後 前 復					
○北海道開発局告示第九号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉					
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 道路線名 四百五十三号					
(三) 道路の区域 区間					
後 前 復					
○北海道開発局告示第十号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉					
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 道路線名 四百五十三号					
(三) 道路の区域 区間					
後 前 復					
○北海道開発局告示第十一号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉					
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 道路線名 四百五十三号					
(三) 道路の区域 区間					
後 前 復					
○北海道開発局告示第十二号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉					
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 道路線名 四百五十三号					
(三) 道路の区域 区間					
後 前 復					
○北海道開発局告示第十三号 次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。					
その関係図面は、令和八年一月十六日から一週間一般の縦覧に供する。					
令和八年一月十六日 北海道開発局長 遠藤達哉					
(一) 道路の種類 一般国道					
(二) 道路線名 四百五十三号					

# 人事異動

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事 嶋木 和秀

## 公証人任免

○文部科学大臣臨時代理

國務大臣 黃川田仁志

文部科学大臣松本洋平海外出張不在中内閣法第十一条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う國務大臣に指定する(一月十三日)

○農林水産大臣臨時代理

國務大臣 石原 宏高

農林水産大臣鈴木憲和海外出張不在中内閣法第十一条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う國務大臣に指定する(一月十四日)

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事 小川 賢司

東京地方裁判所判事に補する 東京地方裁判所立川支部勤務を命ぜる

東京地方法院所長を命ぜる 部の事務を総括する者に指名する

兼ねて東京家庭裁判所判事に補する 東京家庭裁判所立川支部勤務を命ぜる

立川簡易裁判所判事に補する(七年十一月一十六日)

仙台家庭裁判所判事・仙台簡易裁判所判事 中吉 徹郎

東京高等裁判所判事に補する 部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する 判事兼簡易裁判所判事

仙台家庭裁判所判事に補する 仙台家庭裁判所判事長を命ずる

仙台簡易裁判所判事に補する 簡易裁判所判事兼判事

川越簡易裁判所判事に補する 川越簡易裁判所ににおける司法行政事務を掌理する者に指名する

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十一条の二第一項の規定に基づき、令和七年十一月二十二日、小丸川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基いて公表する。

六条の二第一項の規定に基づき、令和七年十一月二十二日、小丸川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基いて公表する。

わざたま家庭裁判所川越支部勤務を命ぜる 兼ねてわざたま家庭裁判所判事に補する

わざたま家庭裁判所川越支部勤務を命ぜる(以上七年十一月二十八日)

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事

## 公証人任免

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事木納敏和は七年十一月二十九日限り本官たる判事が定年退官となつ同時に

兼官たる簡易裁判所判事も退官となる。

第4号中「1時間1,047円」を「1時間1,100円」に改める。

判事兼簡易裁判所判事木納敏和は七年十一月二十九日限り本官たる判事が定年退官となつ同時に

兼官たる簡易裁判所判事も退官となる。

第4号中「1時間1,047円」を「1時間1,100円」に改める。

判事兼簡易裁判所判事木納敏和は七年十一月二十九日限り本官たる判事が定年退官となつ同時に

兼官たる簡易裁判所判事も退官となる。

令和7年度特定侵害訴訟代理業務試験合格者  
弁理士法施行規則(平成12年通商産業省令第411号)第20条の規定に基づき、令和7年度特定侵害訴訟代理業務試験の合格者を次のとおり公告する。

令和8年1月16日 工業所有権審議会会長 時田 隆仁  
受験番号 氏名 氏名  
1001 平井 隼斗 内田 明男  
1003 中重 善文 佐々木貴英  
1005 山本 瞳也 高野 佑磨  
1009 蝙蝠 澄 1011 北村 優太  
1016 久保江理郁 田中湧一郎  
1019 今井 正敏 前田 賢謙  
1022 植田 明典 木村 智加  
1024 大坪 憲司 大野なみ  
1025 内宮 真奈 木村 正典  
1026 松川 孝光 佐藤 有夏  
1029 吉村 繁恵 長生 昌経  
1031 尾仲 理香 川口 英行  
1035 田中健太郎 省吾  
1039 渡邊 慧介 牧 晴明  
1045 渡邊 和雄 三条  
1049 山梨労働局長 岩崎 充  
1052 高野 喜光 安藤あやの  
1054 加藤駿一郎 町野 哲生  
1056 久保田雄介 田中 合紀  
1060 山本 悅司 南 純  
1066 大川 亮 未広 尚也  
1068 吉村 志聰 舟曳 崇章  
1069 久保田雄介 南 純  
20003 吉村 志聰 20004 吉村 志聰  
20005 荒田 秀明 20006 高山 望  
20007 高橋 俊一 20008 畑澤 国広  
20009 渡邊 あかり 20010 朝山 龍雅  
20011 田中 美樂 20013 山口 佳子  
20015 田中 康太 20017 福田 光起  
20018 服部 真典 20019 塚本 悠介  
20020 田中 洋一 20021 有川 智章  
20022 水谷 歩 20026 村上 大毅  
20027 白井 あゆみ 20028 細川 耀司  
以上6名

## 恤 勤

### 恤 勤

人を免ぜられた。(七年十二月三十日)

名古屋法務局所属公証人久保豊は願ひもつ公証人を免ぜられた。

朝日貴浩は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人久保豊の後任を命ぜられた。(以上一月五日)(法務省)

人を免ぜられた。

松江地方裁判所判事・松江簡易裁判所判事 西村 欣也

大阪高等裁判所判事に補する

九州地方整備局公認  
河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十一条の二第一項の規定に基づき、令和七年十一月二十二日、小丸川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基いて公表する。

令和八年一月十六日 人事院人材局企画課長 澤田 晃一

記  
2024年度海上保安学校学生採用試験(航空課程区分)

2024年度海上保安学校学生採用試験

2024年度度気象大学校学生採用試験

以上6名

## 詔書

## 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和8年1月16日

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 福岡地方検察庁 令和8年第1号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和8年1月16日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和5年7月24日

(2) 支給対象犯罪行為の内容

倉光亮介が、全国銀行協会職員等になりすまして被害者方を訪ね、同人から受け取ったキャッシュカードをすり替えて窃取した上、ATMから現金を引き出した行為

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 氏名不詳者らが百貨店従業員になりましたし、被害者方に電話をかけ、被害者名義のクレジットカードが偽造されて不正に使用されており、キャッシュカードを再発行する必要があるので、職員が被害者方を訪問する旨申し向ける。

(2) 倉光亮介が、全国銀行協会職員になりましたし、被害者方を訪れる。

(3) 被害者から受け取ったキャッシュカードを封筒に入れ、被害者の隙を見て、あらかじめ準備していた封筒とすり替えて、キャッシュカードを盗む。

(4) 盗んだキャッシュカードを使用して、ATMから出金する。

5 開始決定の時における給付資金の額 金135万8,000円

6 支給申請期間 令和8年1月16日から同年3月17日までの間

7 犯罪被害財産の没収の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 福岡地方裁判所

(2) 裁判年月日 令和7年10月28日

(3) 確定年月日 令和7年11月12日

(4) 被告人の氏名 倉光 亮介

(5) 没収の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、氏名不詳者らと共に上

ア 全国銀行協会職員等になりましたし、キャッシュカードを窃取しようと考え、令和5年7月24日、百貨店従業員等になりました氏名不詳者らが、福岡市早良区内の被害者方に電話をかけ、同人に對し、同人名義のクレジットカードが不正に使用されており、キャッシュカードを再発行する必要があることから、職員が被害者方を訪問する旨うそを言い、同日午後3時30分頃、全国銀行協会職員になりました被告人が、被害者方を訪ね、同所において、同人から受け取った同人名義のキャッシュカード3枚を封筒に入れ、同人が目を離した隙に、同封筒をあらかじめ準備していた別の封筒とすり替え、同人管理のキャッシュカード3枚を窃取した

イ 前記犯行により窃取した被害者名義のキャッシュカードを使用して現金を窃取しようと考え、同日午後3時42分頃から同日午後3時52分頃までの間、4回にわたり、同市早良区内の株式会社福岡銀行西新町支店ほか1か所において、各所に設置された現金自動預払機に、株式会社西日本シティ銀行西新町支店に開設された被害者名義の普通預金口座にかかるキャッシュカード等を挿入するなどして各機を作動させ、株式会社福岡銀行西新町支店支店長ほか1名管理の現金合計135万8,000円を窃取した

(罪名)

窃盗

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒810-8651 福岡県福岡市中央区六本松四丁目2番3号

福岡地方検察庁 刑事政策推進室 電話番号 092-734-9092（直通）

○ 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。

○ 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができますが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

## 公示送达

特許法第191条第1項（実用新案法第55条第2項、意匠法第68条第5項及び商標法第77条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり公示する。

## 送達を受けるべき者

## 送達する書類

住 所（居所）	氏 名（名称）	事件の表示	書類名
大阪府箕面市外院3-33-15	桑原 和男	商願2024-008889	拒絶査定の謄本
愛媛県伊予郡松前町筒井1427-5	一般社団法人 D R E A M V E N T U R E	商願2024-058702	拒絶査定の謄本
富山県高岡市伏木矢田新町3-27	山本 拓海	商願2025-018576	出願却下の処分の謄本
大阪府大阪市西淀川区歌島1-6-3-410	辛 ▲れい▼	商願2024-129395	出願却下の処分の謄本
大阪府大阪市住吉区我孫子2丁目7番4号ザンコート1 102号	ユ ピョンウ	商願2023-079622	出願却下の処分の謄本
東京都板橋区板橋二丁目24番9号エスペランサ102	古志 達也	特6169821 特4778979 特5281605	納付書補充指令書（年金） 納付書補充指令書（年金） 納付書補充指令書（年金）
東京都中央区銀座1-12-4	N & E B L D.	商願2024-076318	拒絶査定の謄本
大阪府大阪市平野区長吉長原4丁目18番41号	株式会社オメガ	特願2021-102536	拒絶査定の謄本
東京都新宿区西新宿七丁目5番5号Plaza西新宿UCF4階	合同会社わくわくたぬき	商願2024-127686	拒絶理由通知書
ul. Molostovskykh, d. 1, korp. 2, kv. 153 RU-111555 Moskva (RU)	Sarbashev Vladimir Borisovich	1772969	拒絶査定の謄本
ul. Molostovskykh, d. 1, korp. 2, kv. 153 RU-111555 Moskva (RU)	Sarbashev Vladimir Borisovich	1772970	拒絶査定の謄本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年1月16日

特許庁長官

## 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月16日

東北地方整備局長 西村 拓

1 処分をした年月日 令和7年12月19日

2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社藤源 佐藤美智枝 岩手県一関市花泉町永井字九千沢269-1 国土交通大臣許可（般-04）第28791号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年12月17日付けて建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

## 河川法に基づく工作物返還に係る公示

一級河川高梁川水系高梁川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却した工作物について、同条第4項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第5項の規定に基づき公示する。

令和8年1月16日

中国地方整備局長 杉中 洋一

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量 馬小屋（木造平屋建）1棟  
2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該建物を除却した日時

(1) 保管した工作物の放置されていた場所 岡山県倉敷市水江地先  
(2) 当該工作物を除却した日時 令和7年12月3日13時

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所  
(1) 当該工作物の保管を始めた日時 令和7年12月3日13時  
(2) 保管の場所 岡山県倉敷市水江地先 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所高梁川水系高梁川河川区域内

4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該建物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定に基づき当該建物の返還を受ける者の負担とする。  
5 問い合わせ先 岡山県岡山市北区鹿田町二丁目4番36号 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所 占用調整課 電話086-223-5193

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和7年（家）第319号

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

申立人 熊本県

本籍熊本県菊池郡菊陽町大字原水996番地、最後の住所熊本県菊池郡菊陽町大字原水1015番地1、死亡の場所熊本県合志市、死亡年月日令和2年7月19日、出生の場所熊本県菊池郡合志町、出生年月日昭和27年2月5日、職業自営業

被相続人 亡 西鳩 隆久

熊本市中央区新屋敷1丁目14-35クロススクエア熊本九品寺8階 新屋敷法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 木上 望  
催告期間満了日 令和8年7月18日

熊本家庭裁判所

## 令和7年（家）第108号

熊本県葦北郡津奈木町大字福浜4462番地1

申立人 福田 久枝

本籍熊本県葦北郡芦北町大字大川内497番地3、最後の住所熊本県葦北郡芦北町大字芦北2855番地、死亡の場所熊本県葦北郡芦北町、死亡年月日令和7年2月11日、出生の場所大阪府大阪市此花区、出生年月日昭和17年3月25日、職業自営業

被相続人 亡 吉村 孝行

事務所熊本県八代市通町6番23号 第2日東ビル2階

相続財産清算人 司法書士 丁畠 博胤

催告期間満了日 令和8年7月17日

熊本家庭裁判所水俣出張所

## 令和7年（家）第409号

熊本県八代市鏡町貝貞112番地1

申立人 下田代一航

本籍鹿児島県鹿児島市松原町11番、最後の住所鹿児島市松原町11番25号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日令和5年1月30日、出生の場所鹿児島県日置郡串木野町、出生年月日昭和15年1月28日、職業無職

被相続人 亡 富永 洋子

事務所鹿児島市山下町8番11号池江ビル201前田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 前田 稔

催告期間満了日 令和8年7月31日

鹿児島家庭裁判所

## 令和7年（家）第485号

鹿児島市山下町11番1号

申立人 鹿児島市

本籍鹿児島県鹿児島市三和町2699番地、最後の住所鹿児島市三和町52番16号、死亡の場所鹿児島県鹿児島市、死亡年月日令和6年5月3日、出生の場所大阪府大阪市此花区、出生年月日昭和9年6月19日、職業無職

被相続人 亡 岡 ヒロ子

事務所鹿児島市大黒町4番20号プレジールビル201号いづろ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鎧野 孝清

催告期間満了日 令和8年7月29日

鹿児島家庭裁判所

## 令和7年（家）第165号

鹿児島県姶良市加治木町本町419番地

申立人 池 和子

本籍鹿児島県姶良市加治木町本町419番地、最後の住所鹿児島県姶良市加治木町本町419番地、死亡の場所鹿児島県姶良市、死亡年月日令和7年4月14日、出生の場所鹿児島県姶良郡加治木町、出生年月日昭和32年4月5日、職業自営業

被相続人 亡 池 一直

鹿児島県霧島市国分中央1丁目3-42 J R九州国分ビル2F キリしま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 末吉 隆之

催告期間満了日 令和8年7月31日

鹿児島家庭裁判所加治木支部

## 令和7年（家）第80081号

佐賀市城内1丁目1番59号

申立人 佐賀県

本籍佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1189番地23、最後の住所佐賀市本庄町大字本庄1189番地23、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日令和7年3月9日、出生の場所佐賀県佐賀市、出生年月日昭和10年10月5日、職業自営業

被相続人 亡 吉開 富彌

佐賀市大和町大字尼寺2573番地1

相続財産清算人 戸田 徹郎

催告期間満了日 令和8年7月19日

佐賀家庭裁判所

## 令和7年（家）第7769号

名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 中村区役所等複合庁舎4階

申立人 名古屋市本陣市税事務所長 山本 道子

本籍名古屋市千種区覚王山通8丁目34番地、最後の住所名古屋市千種区覚王山通8丁目34番地 ライオンズマンション611号、死亡の場所名古屋市千種区、死亡年月日令和4年6月6日、出生の場所長野県小県郡滋野村、出生年月日昭和9年11月8日、職業不詳

被相続人 亡 犬飼ルリ江

事務所名古屋市中区丸の内3丁目19番1号 ライオンビル6階 愛知さくら法律事務所

相続財産清算人 弁護士 柿本 悠貴

催告期間満了日 令和8年7月21日

名古屋家庭裁判所

## 令和7年（家）第70238号

兵庫県加古川市平岡町一色611番地メゾンいけざわA-1号

申立人 立井 由香

本籍兵庫県加古郡稻美町中村1470番地、最後の住所兵庫県加古郡稻美町中村1470番地、死亡の場所兵庫県加古郡稻美町、死亡年月日令和6年9月23日、出生の場所兵庫県加古郡稻美町、出生年月日昭和40年4月7日、職業会社員

被相続人 亡 大路 幸生

事務所兵庫県姫路市佃町19番地姫路こはる法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石塚 順平

催告期間満了日 令和8年7月24日

神戸家庭裁判所姫路支部

**令和7年（家）第1877号**  
 釧路市武佐1丁目29番3号  
 申立人 田口 光浩  
 本籍北海道釧路市武佐1丁目40番地241、最後の住所釧路市愛國東1丁目14番2号シェアハウス釧路22号、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日平成30年11月25日、出生の場所北海道釧路市、出生年月日昭和29年6月2日、職業不明  
 被相続人 亡 岡部 正嗣  
 釧路市錦町5丁目3番地三ツ輪ビル3階  
 相続財産清算人 中井 拓人  
 催告期間満了日 令和8年7月24日  
 釧路家庭裁判所

**令和7年（家）第30196号**  
 宮城県黒川郡大和町吉岡字上町41番地  
 申立人 児玉金兵衛  
 本籍宮城県黒川郡大和町吉岡字東下蔵76番地、最後の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字東下蔵66番地、死亡の場所宮城県黒川郡大和町、死亡年月日令和7年1月20日、出生の場所宮城県黒川郡吉岡町、出生年月日昭和22年1月1日、職業無職  
 被相続人 亡 山口 泰雄  
 仙台市青葉区中央2丁目2番10号 仙都会館4階 虎ノ門法律経済事務所仙台支店  
 相続財産清算人 弁護士 今野 武博  
 催告期間満了日 令和8年7月27日  
 仙台家庭裁判所

**令和7年（家）第7069号**  
 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内北106-5  
 申立人 川添 直力  
 本籍福島県会津若松市飯寺北3丁目10番、最後の住所福島県会津若松市門田町大字徳久字竹之元871番地の10 スカイハウス2F、死亡の場所福島県会津若松市、死亡年月日令和7年6月8日、出生の場所福島県会津若松市、出生年月日昭和54年5月9日、職業不明  
 被相続人 亡 島田 純  
 福島県会津若松市追手町3番16号一之丁ビル会津鶴城法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 一ノ瀬美枝  
 催告期間満了日 令和8年7月31日  
 福島家庭裁判所会津若松支部

**令和7年（家）第3282号**  
 東京都港区浜松町2丁目3番1号  
 申立人 リサR T債権回収株式会社  
 本籍北海道登別市桜木町1丁目16番地6、最後の住所神奈川県厚木市三田1丁目1番7-603号、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日令和6年7月1日頃から10日頃までの間、出生の場所北海道幌別郡幌別村、出生年月日昭和25年12月21日、職業不詳  
 被相続人 亡 川田 幸雄  
 事務所神奈川県厚木市中町2丁目8番13号TPR厚木ビル6階 弁護士法人常磐法律事務所本厚木支店  
 相続財産清算人 弁護士 那須川忠駿  
 催告期間満了日 令和8年7月30日  
 横浜家庭裁判所小田原支部

**令和7年（家）第8155号**  
 東京都世田谷区成城7-19-18  
 申立人 森山 真二  
 本籍静岡県三島市大場1086番地594、最後の住所静岡県沼津市上香貫三園町1389番地ピラスカーラ406号室、死亡の場所静岡県伊東市、死亡年月日令和7年4月15日、出生の場所富山县富山市、出生年月日昭和24年10月19日、職業不明  
 被相続人 亡 森山 真  
 静岡県沼津市三園町1番10号 福地・杉山法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 芝原 浩一  
 催告期間満了日 令和8年7月31日  
 静岡家庭裁判所沼津支部

**令和7年（家）第72262号**  
 静岡県熱海市網代627-90  
 申立人 中銀ライフケア南熱海管理組合  
 本籍東京都文京区本郷3丁目28番地、最後の住所東京都文京区西片1丁目15番19-302号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和2年4月13日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和22年5月7日、職業不明  
 被相続人 亡 仁木 秀一  
 事務所東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル5階 芝綜合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 工藤 英知  
 催告期間満了日 令和8年7月31日  
 東京家庭裁判所

**令和7年（家）第72881号**  
 千葉県印西市中央南2丁目1番地822号  
 申立人 太田 輝昭  
 本籍東京都文京区水道2丁目9番、最後の住所東京都文京区水道2丁目9番10号つくも荘、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和7年7月31日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和45年1月5日、職業無職  
 被相続人 亡 栗原 直子  
 事務所東京都千代田区神田多町2丁目11番4号セキビル5階 柄澤法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 柄澤 昌樹  
 催告期間満了日 令和8年7月31日  
 東京家庭裁判所

**令和7年（家）第73098号**  
 東京都板橋区中丸町29番12号  
 申立人 ライオンズマンション大山第2管理組合  
 本籍東京都板橋区中丸町30番地、最後の住所東京都板橋区加賀2丁目1番1号加賀さくらの杜、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日平成27年7月1日、出生の場所東京都東京市深川区、出生年月日昭和10年4月16日、職業不明  
 被相続人 亡 嶋田 祥子  
 事務所東京都港区三田3丁目4番18号二葉ビル1004号室 わかば法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 面川 典子  
 催告期間満了日 令和8年7月31日  
 東京家庭裁判所

**令和7年（家）第446号**  
 三重県四日市市諏訪町2番2号  
 申立人 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会  
 本籍三重県四日市市寺方町1番地1、最後の住所三重県四日市市寺方町1番地1、死亡の場所三重県四日市市、死亡年月日令和6年10月14日、出生の場所大阪府豊能郡中豊島村、出生年月日昭和7年4月25日、職業不明  
 被相続人 亡 坂倉日出男  
 三重県四日市市諏訪町7番34号四日市近鉄ビル7階 シンジ総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 石川 偵司  
 催告期間満了日 令和8年7月31日  
 津家庭裁判所四日市支部

**令和7年（家）第2138号**  
 京都府亀岡市荒塚町2丁目6番3号  
 申立人 風早 浩一  
 申立人手続代理人弁護士 三上 了資  
 本籍兵庫県西宮市安井町21番地1、最後の住所京都市山科区西野大手先町4番地、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日令和7年7月20日、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和22年6月6日、職業無職  
 被相続人 亡 山室 昌夫  
 事務所京都市中京区麁屋町通丸太町下ル舟町407番地 長栄ビル5階 植松・鈴木法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 伊藤 友紀  
 催告期間満了日 令和8年7月30日  
 京都家庭裁判所

**令和7年（家）第20242号**  
 愛知県豊橋市湊町10番地  
 申立人 高橋 康二  
 静岡県湖西市鷺津5114番地 旭名店ビル501  
 申立人 前嶋 勝範  
 本籍静岡県湖西市鷺津722番地、最後の住所静岡県湖西市鷺津1132番地の3、死亡の場所静岡県浜松市中央区、死亡年月日令和7年3月15日、出生の場所静岡県浜名郡湖西町、出生年月日昭和32年3月16日、職業無職  
 被相続人 亡 前島 保  
 浜松市中央区中央1丁目3番6号 浜松イーストセブン206号室 山本総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 山本 晃久  
 催告期間満了日 令和8年8月21日  
 静岡家庭裁判所浜松支部

**公示催告**  
 次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

**令和7年（ヘ）第5号**  
 愛知県知多郡東浦町大字石浜字中央9番地の12  
 申立人 田中 昌司  
 権利の届出の終期 令和8年4月23日  
 令和7年12月24日 岐阜簡易裁判所

(別紙) 目録  
 1 土地 関市板取字黒谷3097番52  
 山林 991平方メートル  
 順位番号 1  
 2 登記年月日番号 岐阜地方法務局美濃加茂支局  
 明治41年4月28日受付第1931号  
 3 登記した権利の内容  
 登記の目的 造林經營  
 原因 明治41年4月1日地上権設定  
 存続期間 明治41年4月1日から50年  
 地代 1反歩につき年1錢  
 支払期 每年12月末日  
 土地権者 武儀郡板取村266番戸の2  
     田中伊左衛門  
 順位番号 1付記3号  
 4 登記年月日番号 岐阜地方法務局美濃加茂支局  
 大正6年10月20日受付第1370号  
 5 登記した権利の内容  
 登記の目的 植樹及保護  
 原因 大正5年12月1日売買  
 存続期間 50年  
 地代 1反歩につき年金1錢  
 支払期 每年12月末日  
 土地権者 加茂郡潮南村潮見63番地  
     市岡 鈴江

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあつたので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

**令和7年(家)第9038号**  
 東京都江東区塩浜2丁目29番16-703号  
 申立人 清水 一昭  
 本籍東京都品川区南品川4丁目327番地、最後の住所東京都大田区仲六郷4丁目17番17号  
 大沢方  
 不在者 清水 一郎  
 大正2年4月1日生  
 届出期間満了日 令和8年4月22日  
 東京家庭裁判所

**令和7年(家)第2268号**  
 東京都西東京市田無町4丁目15番15号  
 申立人 藤森 庄次  
 本籍東京都西東京市田無町4丁目15番、最後の住所東京都西東京市田無町4丁目15番15号  
 不在者 藤森庄一郎  
 昭和50年1月3日生  
 届出期間満了日 令和8年4月30日  
     東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第2754号**  
 川崎市宮前区白幡台2丁目2番地3 白幡台  
 住宅5-208  
 申立人 土屋 清子  
 本籍神奈川県横浜市泉区和泉中央北2丁目  
 4209番地、最後の住所横浜市戸塚区戸塚町  
 1530番地3 桜荘3号  
 不在者 新津 宗隆  
 昭和30年5月25日生  
 届出期間満了日 令和8年4月23日  
     横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第73号**  
 福岡県春日市白水池1丁目186番地  
 申立人 石村 恒久  
 本籍大分県中津市耶馬渓町大字大島299番地  
 1、最後の住所福岡県嘉穂郡穂波町大字弁分  
 614番地  
 不在者 矢野 年廣  
 昭和11年9月7日生  
 届出期間満了日 令和8年4月30日  
     福岡家庭裁判所飯塚支部

**令和7年(家)第74号**  
 福岡県春日市白水池1丁目186番地  
 申立人 石村 恒久  
 本籍大分県中津市耶馬渓町大字大島299番地  
 1、最後の住所福岡県嘉穂郡山田町上山田三  
 上  
 不在者 矢野 春芳  
 昭和16年4月5日生  
 届出期間満了日 令和8年4月30日  
     福岡家庭裁判所飯塚支部

**令和7年(家)第8199号**  
 宮崎県西都市大字茶臼原521番地  
 申立人 笹前真由美

本籍大分県佐伯市大字戸穴192番地1、最後の住所不明  
 不在者 前田 哲郎  
 昭和19年4月24日生  
 届出期間満了日 令和8年4月30日  
     宮崎家庭裁判所

**令和7年(家)第290号**  
 沖縄県那覇市壺川3丁目5番地1 コートクビル407  
 申立人 吳屋エツ子  
 本籍沖縄県那覇市松尾2丁目104番地、最後の住所東京都世田谷区太子堂5丁目12番8号  
 寿ビル301  
 不在者 玉城 実  
 昭和40年5月28日生  
 届出期間満了日 令和8年4月30日  
     那覇家庭裁判所

**令和7年(家)第355号**  
 沖縄県那覇市泊3丁目18番地2 仲本マンションB棟401  
 申立人 大城 吉枝  
 本籍沖縄県糸満市字糸満926番地、最後の住所沖縄県糸満市字糸満926番地  
 不在者 上原 博  
 昭和26年11月11日生  
 届出期間満了日 令和8年4月30日  
     那覇家庭裁判所

**令和7年(家)第25号**  
 沖縄県国頭郡金武町字金武3441番地の1  
 申立人 仲田 新造  
 沖縄県国頭郡金武町字金武698番地  
 申立人 仲田 賢一  
 本籍沖縄県国頭郡金武町字金武5612番地、最後の住所アメリカ合衆国ハワイ州以下不詳  
 不在者 仲田嘉代美  
 大正11年11月22日生  
 届出期間満了日 令和8年5月8日  
     那覇家庭裁判所名護支部

**令和7年(家)第26号**  
 沖縄県国頭郡金武町字金武3441番地の1  
 申立人 仲田 新造  
 沖縄県国頭郡金武町字金武698番地  
 申立人 仲田 賢一

本籍沖縄県国頭郡金武町字金武5612番地、最後の住所アメリカ合衆国カリフォルニア州以下不詳  
 不在者 仲田 幸子  
 昭和7年6月23日生  
 届出期間満了日 令和8年5月8日  
     那覇家庭裁判所名護支部

**令和7年(家)第27号**  
 沖縄県国頭郡金武町字金武3441番地の1  
 申立人 仲田 新造  
 沖縄県国頭郡金武町字金武698番地  
 申立人 仲田 賢一  
 国籍アメリカ合衆国、最後の住所アメリカ合衆国以下不詳  
 不在者 エドワード、ウエイン、アンホシ  
 西暦1926年5月13日生  
 届出期間満了日 令和8年5月8日  
     那覇家庭裁判所名護支部

**令和7年(家)第116号**  
 新潟県上越市新光町3丁目10番22号  
 申立人 細谷 邦弘  
 本籍新潟県上越市新光町3丁目10番、最後の住所新潟県上越市新光町3丁目10番22号  
 不在者 細谷 築子  
 昭和12年3月24日生  
 届出期間満了日 令和8年5月15日  
     新潟家庭裁判所高田支部

**令和7年(家)第393号**  
 山梨県上野原市上野原1729番地 コーポバストラル107号  
 申立人 池川 大介  
 本籍山梨県大月市七保町下和田1215番地、最後の住所山梨県大月市猿橋町猿橋885番地ビルジハウス猿橋2-207号  
 不在者 池川 長雄  
 昭和23年5月1日生  
 届出期間満了日 令和8年4月24日  
     甲府家庭裁判所都留支部

**令和6年(家)第560号**  
 兵庫県西宮市松風町2番22-302号  
 申立人 藤原由美子  
 国籍朝鮮、最後の住所兵庫県西宮市鞍掛町31番地  
 不在者 金 奉奎  
 西暦1916年2月1日生  
 届出期間満了日 令和8年4月22日  
     神戸家庭裁判所尼崎支部

令和7年（家）第477号 兵庫県加古川市加古川町河原313-1 申立人 足立 明子 本籍兵庫県姫路市広畠区未広町3丁目5番地13、最後の住所兵庫県姫路市広畠区西夢前台7丁目60番地 不在者 北条 福重 昭和16年2月11日生 届出期間満了日 令和8年4月30日 神戸家庭裁判所姫路支部
令和7年（家）第881号 和歌山県岩出市中島897-2 申立人 横山 次男 本籍宮崎県都城市上川東3丁目14号1番地1、最後の住所宮崎県都城市志比田町5016番地2エレファントマンション1号館103号 不在者 横山 清徳 昭和22年3月23日生 届出期間満了日 令和8年5月7日 宮崎家庭裁判所都城支部
<b>失踪宣告</b>
令和7年（家）第73号 本籍茨城県那珂郡勝田町大字三反田1780番地、最後の住所茨城県鹿島郡鉢田町大字鉢田1569番地 不在者 川上 静江 昭和13年1月6日生 令和7年12月19日失踪宣告審判確定 水戸家庭裁判所裁判所書記官
令和7年（家）第1532号 本籍東京都品川区二葉1丁目473番地、最後の住所アメリカ合衆国ミシガン州マスキーガン市ウェスト街519番地 不在者 竹村志津子 昭和6年11月20日生 令和7年12月23日失踪宣告審判確定 東京家庭裁判所裁判所書記官
令和7年（家）第352号 本籍福岡県行橋市大字沓尾67番地、最後の住所横浜市緑区東本郷町1丁目2番31号鴨居荘14号 不在者 中尾 博幸 昭和35年3月8日生 令和7年12月20日失踪宣告審判確定 横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年（家）第179号 本籍北海道芦別市上芦別町350番地、最後の住所神奈川県相模原市南区麻溝台5丁目19番8号 不在者 桑野 実 昭和42年5月14日生 令和7年12月16日失踪宣告審判確定 横浜家庭裁判所相模原支部裁判所書記官
令和7年（家）第786号 本籍愛知県瀬戸市西追分町58番地、最後の住所愛知県瀬戸市穴田町190番地の1 不在者 福岡 保 昭和7年9月15日生 令和7年12月23日失踪宣告審判確定 名古屋家庭裁判所裁判所書記官
令和7年（家）第765号 本籍京都府京都市左京区松ヶ崎西町2番地、従来の住所京都府京都市左京区松ヶ崎西町2番地 不在者 齊藤米治郎 明治10年8月12日生 令和7年12月19日失踪宣告審判確定 京都家庭裁判所裁判所書記官
令和7年（家）第1760号 本籍宮崎県えびの市大字東長江浦357番地2、最後の住所大阪府八尾市志紀町2丁目106番地 不在者 吉村 矢八 昭和26年3月10日生 令和7年12月23日失踪宣告審判確定 大阪家庭裁判所裁判所書記官
<b>失踪宣告取消</b>
令和7年（家）第766号 本籍青森県八戸市小中野1丁目41番地8、住所千葉県千葉市稻毛区園生町1320-2リリーフ園生 申立人（失踪者） 佐藤 弘子 昭和29年6月21日生 令和7年12月20日失踪宣告取消審判確定 千葉家庭裁判所裁判所書記官
令和7年（家）第2208号 本籍兵庫県篠山市西谷302番地2、住所大阪市西成区太子1丁目3番11号かつうら407号室 申立人（失踪者） 森本富士夫 昭和31年3月8日生 令和7年12月23日失踪宣告取消審判確定 大阪家庭裁判所裁判所書記官
<b>除権決定</b>
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。
令和7年（ヘ）第34号 川崎市中原区大倉町10番地 申立人 三菱ふそうトラック・バス株式会社 代表者代表取締役 カール・デッベン 代理人支配人 高木 克敏 権利を争う旨の申述の終期 令和7年12月24日 令和7年12月25日 東京簡易裁判所 (別紙) 目録
小切手(線引) 1通 小切手番号 R K06191 金額 59,400円 支払人 株式会社りそな銀行麻布支店 支払地 東京都港区 振出日 令和7年6月30日 振出地 東京都港区 振出人 松下運輸株式会社 代表取締役 坂田 生子 最終所持人 申立人
<b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年（フ）第3049号 愛知県春日井市稻口町2丁目10-18 バリュージュカーム21-102号、住民票上の住所愛知県春日井市如意申町3丁目7番地8 債務者 山田 実
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾田知亜記 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第1406号 仙台市宮城野区東仙台1丁目12番5号 債務者 水野 敦
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丸崎 潤也 4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年（フ）第160号 茨城県高萩市大字島名2374番地の8 債務者 岡田 勝
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 譲之 4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後1時20分 6 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 水戸地方裁判所日立支部
令和7年（フ）第48号 徳島県三好郡東みよし町加茂4569番地6 債務者 御料理石川こと 石川 豊
1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒木賢太郎 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 徳島地方裁判所美馬支部

令和7年（フ）第2897号 名古屋市中村区大宮町2丁目22番地 ウエスタンビル805号、従前の住所愛知県半田市板山町13丁目319番地 債務者 清水 規孝 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井本 敬善 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日前11時10分 6 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで 青森地方裁判所十和田支部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 唐澤 佳秀 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月16日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 長野地方裁判所松本支部	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月19日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年（フ）第65号 秋田県大仙市大曲日の出町1丁目46番2号 メゾングレイス2-2、前住所秋田県大仙市川目字川目92番地 債務者 須藤 丈成 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河村 憲史 4 破産債権の届出期間 令和8年2月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日前10時15分 6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 秋田地方裁判所大曲支部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 立花 康雄 4 破産債権の届出期間 令和8年2月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日前11時15分 6 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで 青森地方裁判所十和田支部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中健太郎 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月11日前10時45分 6 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 東京地方裁判所松本支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 里和 唯 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月26日前11時10分 6 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで 静岡地方裁判所富士支部
令和7年（フ）第95号 群馬県桐生市堤町3丁目15番49号 債務者 金井レース加工こと 金井 雄一 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川住 岳央 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年4月10日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 前橋地方裁判所桐生支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲田 貞夫 4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日午後5時 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年1月30日まで 10日前10時45分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 和雅 4 破産債権の届出期間 令和8年1月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 祐尚 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係
令和7年（フ）第45号 千葉県館山市安布里331番地の3 債務者 平田 海（旧姓松田） 1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 祐輝 4 破産債権の届出期間 令和8年1月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日前1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 千葉地方裁判所館山支部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月25日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山口 準子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月5日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 衣里 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 新潟地方裁判所三条支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤泰二郎 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日前11時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 新潟地方裁判所三条支部
令和7年（フ）第79号 青森県十和田市元町東4丁目7番25号 債務者 吉田あゆみ 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 立花 康雄	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 唐澤 佳秀 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月16日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 長野地方裁判所松本支部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 里和 唯 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月26日前11時10分 6 免責意見申述期間 令和8年3月25日まで 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 祐尚 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係
令和7年（フ）第7号 静岡県掛川市葛川263番地の2 債務者 桑原 義雄 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 祐尚 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 祐尚 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 祐尚 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 祐尚 4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月27日前2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月26日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係
令和7年（フ）第102号 新潟県三条市仲之町5番3号 債務者 川上 清 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤泰二郎 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 新潟地方裁判所三条支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤泰二郎 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 新潟地方裁判所三条支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤泰二郎 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 新潟地方裁判所三条支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤泰二郎 4 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 新潟地方裁判所三条支部

<b>令和7年(フ)第83号</b> 福岡県直方市大字赤地1番地 債務者 吉田 祐司 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古本 栄一 4 破産債権の届出期間 令和8年2月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 福岡地方裁判所直方支部	<b>6</b> 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。 <b>7</b> 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 宮崎地方裁判所破産係	<b>3</b> 破産管財人 弁護士 山根 務 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月27日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	<b>4</b> 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 神戸地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第593号</b> 宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣188番地 債務者 田中 志穂(旧姓中原) 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三島里都子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 一般調査期間 令和8年3月18日から令和8年3月25日まで 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 宮崎地方裁判所破産係	<b>令和7年(フ)第5237号</b> 大阪府茨木市舟木町15番15号 メゾンダイコー舟木 603号 債務者 小久保惠一朗 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 服部 正徳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 大阪地方裁判所第6民事部	<b>3</b> 破産管財人 弁護士 鶴見 圭一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	<b>4</b> 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
<b>令和8年(フ)第3号</b> 島根県出雲市奥宇賀町415番地 債務者 オリーブハウス平田店ことギフト様こと 宇賀 栄 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原 市 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後3時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和8年3月23日まで 松江地方裁判所出雲支部	<b>令和7年(フ)第54号</b> 沖縄県国頭郡本部町字大浜862番地19 債務者 棚原 康彦 1 決定年月日時 令和8年1月5日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島田 考人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 那覇地方裁判所名護支部	<b>3</b> 破産管財人 弁護士 青木 尚美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部	<b>4</b> 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第590号</b> 宮崎市清武町木原3207-1 住宅型有料老人ホームこのはなガーデンプレイス、住民票上の住所宮崎市清武町今泉甲3911番地38 債務者 安在 恒夫 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八重尾 龍 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 一般調査期間 令和8年3月18日から令和8年3月25日まで	<b>令和7年(フ)第137号</b> 岡山県倉敷市中畠8丁目3番10号 グレースタウン A201 債務者 木村 雅行 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	<b>3</b> 破産管財人 弁護士 島山 裕次 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 前橋地方裁判所太田支部	<b>4</b> 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第1403号</b> 仙台市泉区歩坂町56番8号 アクティイバレス百合ヶ丘C11棟11、従前の住所仙台市泉区南光台東1丁目39番20号 ピア及川202 債務者 郷古 優希 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野口航太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前11時5分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	<b>令和7年(フ)第1020号</b> 神戸市灘区六甲台町8番47-304号 債務者 鳥井 聰 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 米田 紀子	<b>3</b> 破産管財人 弁護士 野口航太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 前橋地方裁判所桐生支部	<b>4</b> 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 香川県高松市三谷町385番地5 債務者 川田 一博 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 植松 浩司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第1409号 仙台市青葉区下愛子字町21-4 レオパレス ウエストプラザ愛子211、住民票上の住所宮 城県栗原市瀬峰下田258番地3 債務者 浅野 秀一 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森田 新司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月24日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第265号 山形県尾花沢市禁町1丁目6番1号 債務者 後藤 隆一 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 粟野 和之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹村 幸恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月30日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月10日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1457号 仙台市若林区沖野7丁目39番45号 グラン ディールⅡ-202 債務者 米田 純亮 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 有村 章宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月17日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第63号 山形県酒田市駅東1丁目18番地の15 債務者 村上 博之 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東海林正樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月13日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 山形地方裁判所酒田支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水口 匠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第2021号 埼玉県新座市栄2丁目6番34号 債務者 森本 優也 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤田 圭介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月23日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1518号 仙台市青葉区荒巻本沢1丁目13番9号 バナ ハイツ相澤102 債務者 鈴木 久美 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡 洋祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月10日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第64号 山形県酒田市入船町7番36号 市営港南第1 アパート143号 債務者 斎藤 秀 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新井野裕司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月13日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 山形地方裁判所酒田支部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 健治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月26日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第353号 山梨県南アルプス市藤田2259番地3、前住所 山梨県甲府市大里町36番地1 スターフィー ルドⅢ A202 債務者 黒川 妙(旧姓辻井) 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 目代 雄三 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月17日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第57号 宮城県登米市登米町寺池鉄砲町60番地 債務者 高橋 豪 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東田 正平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月13日午前11時15分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第151号 茨城県北茨城市磯原町磯原1900番地110、前 住所群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原1053番地 10385 債務者 綿引 健太 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高梨 亮輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月23日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 水戸地方裁判所日立支部	1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川 泰徳 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月22日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第378号 山梨県南巨摩郡早川町高住620番地 債務者 望月千代子 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 慶太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月23日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第296号 茨城県石岡市柿岡376番地3 債務者 谷口加奈絵 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩崎 裕幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月14日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所登米支部	令和7年(フ)第265号 山形県尾花沢市禁町1丁目6番1号 債務者 後藤 隆一 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹村 幸恵 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月30日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂野 史子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月14日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1155号 広島県廿日市市桜尾2丁目9番18号 債務者 齊藤 和裕 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 目代 雄三 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月17日午後3時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1174号 広島市南区元宇品町18番5号 債務者 吉岡 玲央 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 慶太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月23日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1174号 広島市南区元宇品町18番5号 債務者 吉岡 玲央 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 慶太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年3月23日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1219号 広島市東区若草町3番22-403号 債務者 中岡 智志 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 毛利 圭佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月14日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1219号 広島市東区若草町3番22-403号 債務者 中岡 智志 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 毛利 圭佑 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年4月14日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 広島地方裁判所民事第4部

<b>令和7年(フ)第273号</b>	<b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>
広島県福山市大門町大門298番地2 債務者 謩翔スポーツこと 森下 忠臣	
1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 正人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	
<b>令和7年(フ)第281号</b>	
高知県南国市国分1179番地の5 債務者 西岡 修治	
1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中内 功 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 高知地方裁判所破産係	
<b>令和7年(フ)第304号</b>	
高知市新田町12番29号 コーポ新田102、旧住所高知市五台山2703番地15 債務者 村上 富美	
1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大川 惺曠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 高知地方裁判所破産係	
<b>令和7年(フ)第574号</b>	
大分県別府市石垣東10丁目2番16-1206号 A R C別府ホームズ 債務者 古野 光一	
1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺崎 直史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	

<b>令和7年(フ)第1436号</b>	<b>決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。</b>
京都府城陽市寺田水度坂103番地の14 債務者 大藪敬太郎	
1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	
<b>令和7年(フ)第1509号</b>	
前住所 千葉県市原市南国分寺台3丁目1番地15 コーポ南国分寺台101 債務者 西森 美恵(旧姓細川・三浦)	
1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	
<b>令和7年(フ)第1468号</b>	
京都市西京区桂上豆田町39番地118 債務者 三浦 義剛	
1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	
<b>令和7年(フ)第1522号</b>	
京都市伏見区醍醐上ノ山町11番地 同和園 債務者 沼田 庄二	
1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	
<b>令和7年(フ)第1480号</b>	
京都市山科区大宅坂ノ辻町5番地3 L u a n a 202 債務者 西垣 敬太	
1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	
<b>令和7年(フ)第1505号</b>	
京都市山科区東野八反畠町58番地2 シャンドール東野101 債務者 高嶋 裕輔	
1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	
<b>令和7年(フ)第1506号</b>	
京都市山科区東野八反畠町58番地2 シャンドール東野101 債務者 高嶋 好美	
1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	
<b>令和7年(フ)第1534号</b>	
京都市南区吉祥院池田町18番地 ヴィラYAMASHITA 101 債務者 柳 輝子	
1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	
<b>令和7年(フ)第153号</b>	
佐賀県伊万里市山代町立岩457番地2 債務者 山本 祥子	
1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 佐賀地方裁判所武雄支部	
<b>令和7年(フ)第9349号</b>	
熊本市南区田迎3丁目11番7-401号 岩永ビル 債務者 本郷 涼介	
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	
<b>令和7年(フ)第9382号</b>	
東京都練馬区石神井台4丁目5-11-209 債務者 三ツ森邦子	
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	
<b>令和7年(フ)第9382号</b>	
東京都杉並区高井戸東4丁目16-4-102 債務者 新井 里	
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	
<b>令和7年(フ)第9421号</b>	
東京都北区十条仲原1丁目28-20-101 債務者 金子 彩乃	
1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午後11時 東京地方裁判所民事第20部	

令和7年(フ)第9422号 東京都中野区弥生町2丁目20-16 ゴールド 第3ビル401 債務者 佐藤 加苗 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9463号 東京都葛飾区東四つ木4丁目44-1-1805 債務者 松田 朱巳 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9505号 東京都新宿区高田馬場3丁目35-6 債務者 高木 裕美(旧姓大山) 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9459号 埼玉県所沢市西所沢1丁目7-17-301 煉 瓦館132 債務者 瀧田 和真 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9423号 東京都江戸川区南小岩5丁目16-23-103 債務者 東根 広命 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9466号 東京都北区東十条5丁目7-6 やすらぎの 里東十条 債務者 岡田 達男 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9392号 東京都板橋区赤塚4丁目5-8-407 債務者 市川 雅之 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9470号 東京都江戸川区松本2丁目36-16 シティハイムレガートA102 債務者 松枝 竜一 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9460号 東京都葛飾区金町5丁目30-1-202 債務者 伊藤 崇文 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9467号 東京都大田区蒲田1丁目2-7-202 債務者 道下はるひ 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9407号 東京都足立区南花畑1丁目3-6-402 債務者 森泉 英治 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9506号 東京都品川区東中延2丁目3-14-201 債務者 高橋 清香 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第9462号 東京都板橋区富士見町33-11-319 債務者 野崎美由紀 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9469号 東京都中野区本町3丁目11-2-209 債務者 溝本 和也 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 5 免責審尋期日 令和8年2月24日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9419号 東京都練馬区関町東1丁目22-13-103 債務者 岡成 由香 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第9509号 東京都足立区花畑2丁目7-15-501 債務者 田中 克宜 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前11時 東京地方裁判所民事第20部

<b>令和7年(フ)第9510号</b>	東京都練馬区大泉町2丁目9-37-306 債務者 新幡 和枝 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第9512号</b>	東京都練馬区東大泉7丁目33-6 TOKYO O β 大泉学園7 206 債務者 小野真利果 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第9513号</b>	東京都足立区中央本町2丁目13-1-305 債務者 伊藤 京介 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月3日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第6031号</b>	大阪市東淀川区豊里3丁目11番7号 ノムラ マンション 201号 債務者 今村 緑 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月10日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(フ)第6185号</b> 大阪府吹田市江の木町17番37-911号 債務者 重村 政夫 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 5 免責審尋期日 令和8年3月13日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岐阜地方裁判所
<b>破産手続廃止及び免責許可決定</b>		
<b>令和7年(フ)第45号</b>	福岡県小郡市上西鰯坂159番地6 AP-B OX HATAMA-D号 破産者 布川 龍 1 決定年月日 令和7年12月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所久留米支部	1 決定年月日 令和7年1月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第326号</b>		
<b>令和7年(フ)第4090号</b>	石川県加賀市山中温泉上原町2丁目87-2、 開始決定時大阪府豊中市曾根西町2丁目4番 57-203号 破産者 下岡 和夫 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第331号</b>		
<b>令和7年(フ)第1287号</b>	大阪市平野区瓜破2丁目6番35-401号 破産者 近森 男樹 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第338号</b>		
<b>令和7年(フ)第3304号</b>	大阪府豊中市夕日丘2丁目16番2-401号 破産者 松本 享汰 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所島原支部破産係	1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第340号</b>		
<b>令和7年(フ)第214号</b>	岐阜市茜部辰新1丁目82番地2 破産者 株式会社オグラプレス 1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和8年1月6日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第151号</b>	宮崎市大塚町西ノ後344番地2、前住戸宮崎市小戸町7番地1 サウスポート202号 破産者 阿部 友行 1 決定年月日 令和8年1月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係
<b>令和7年(フ)第326号</b>	
<b>令和7年(フ)第4090号</b>	
<b>令和7年(フ)第331号</b>	
<b>令和7年(フ)第1287号</b>	
<b>令和7年(フ)第338号</b>	
<b>令和7年(フ)第3304号</b>	
<b>令和7年(フ)第340号</b>	

**令和7年(フ)第349号**

宮崎県東諸県郡綾町大字南俣352番地2、前  
住所東京都八王子市みなみ野1丁目6番2号  
学校法人片柳学園第1学生会館B-0327

破産者 成田 圭勲

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第35号**

宮崎県日南市大字平野2643番地 あいらんど  
中平野305号

破産者 福島 健太

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所日南支部

**破産手続終結****令和7年(フ)第55号**

群馬県太田市西本町35-18、商業登記簿上の  
本店所在地栃木県足利市南大町1151-6

破産者 HSアライブ合同会社

1 決定年月日 令和7年12月9日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

前橋地方裁判所太田支部

**令和6年(フ)第2148号**

埼玉県児玉郡美里町大字猪俣425番地1ベル  
フィオーレⅠ 101号、破産手続開始決定時の住所東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木  
910番地6

破産者 永田 美香

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**破産手続終結及び免責許可決定****令和6年(フ)第406号**

宮崎市宮崎駅東2丁目4番地14 ヴィラ  
ジュMⅢ201号

破産者 黒木 達也

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第425号**

宮崎市大島町笠原2016番地 ケントパレス宮  
崎610号

破産者 福嶋 剛

1 決定年月日 令和8年1月7日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。

4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

**破産債権の届出期間及び一般  
調査期日****令和7年(フ)第4229号**

大阪市西区北堀江4丁目2番24-211号

破産者 森田 由美

1 破産債権の届出期間 令和8年1月30日まで

2 一般調査期日 令和8年3月2日午後1時50分

令和8年1月6日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第33号**

北海道苦小牧市寿町2丁目5番14号 ヴィー  
ナスヴィレッジ寿102、開始決定時の住所北

海道苦小牧市拓勇西町3丁目4番22号 セル  
クル103号

破産者 杉山 裕子

1 破産債権の届出期間 令和8年2月4日まで

2 一般調査期日 令和8年3月6日午後1時55分

令和8年1月7日

札幌地方裁判所苦小牧支部

**令和7年(フ)第7号**

兵庫県明石市魚住町清水2238番地の5

破産者 高橋 正郎

1 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで

2 一般調査期日 令和8年3月3日午後1時50分

令和8年1月6日

神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和7年(フ)第43号**

福岡県久留米市城島町内野297番地9

破産者 中園 敏博

1 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで

2 一般調査期日 令和8年3月26日午前10時  
令和8年1月5日

福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第59号**

長野県上水内郡信濃町大字平岡1692番地2、  
旧住所長野市豊野町豊野1335番地2

破産者 池田 智一

1 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで

2 一般調査期日 令和8年4月27日午前10時  
令和8年1月7日

長野地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第53号**

愛知県一宮市中島通4丁目37番地 パルテ  
ルヴィラK103号、開始決定時住所愛知県一  
宮市浅井町小日比野字大萩952番地24

破産者 石川 忠司

1 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで

2 一般調査期日 令和8年2月16日午前11時15分

令和8年1月6日

名古屋地方裁判所一宮支部

**令和7年(フ)第16号**

島根県益田市久城町802番地70

破産者 田中 秀敏

1 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで

2 一般調査期日 令和8年3月24日午前11時  
令和8年1月6日 松江地方裁判所益田支部

**令和7年(フ)第342号**

最後の住所 愛知県豊田市沢田町孫右洞437

番地1

破産者 亡北岸孝英相続財産

1 破産債権の届出期間 令和8年2月17日まで

2 一般調査期日 令和8年2月24日午後1時55分

令和8年1月6日

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和6年(フ)第130号**

岡山県真庭市影143番地、前住所岡山県岡山  
市北区三野2丁目10番43号

破産者 有松 正人

1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで

2 一般調査期日 令和8年5月18日午前10時30分

令和8年1月5日 岡山地方裁判所津山支部

**令和6年(フ)第131号**

岡山県真庭市影143番地

破産者 有松 祐子

1 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで

2 一般調査期日 令和8年5月18日午前10時30分

令和8年1月5日 岡山地方裁判所津山支部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和7年(フ)第403号**

宮崎市佐土原町下田島9251番地

破産者 川井田信子

異議申述期間 令和8年2月18日まで

令和8年1月7日 宮崎地方裁判所破産係

**令和6年(フ)第2868号**

大阪市北区梅田1丁目13-1 大阪梅田ツイン  
タワーズ・サウス26階

破産者 銘木総研株式会社

異議申述期間 令和8年3月3日まで

令和8年1月6日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3375号**

大阪府池田市鉢塚3丁目11番26号 メゾン・  
ド・バーンルージュ 105号

破産者 山岸 由果(旧姓矢田)

異議申述期間 令和8年3月3日まで

令和8年1月6日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3810号**

大阪市平野区加美南4丁目4番5号 ラ・  
ヴィータ加美平野

破産者 泊野慶太郎

法定代表人成年後見人 高橋 政幸

異議申述期間 令和8年3月3日まで

令和8年1月6日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4012号**  
大阪府豊中市向丘3丁目11番55—503号  
破産者 西田 貴行  
異議申述期間 令和8年3月3日まで  
令和8年1月6日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4625号**  
大阪市平野区喜連東5丁目3番3—603号  
破産者 中 美智子  
異議申述期間 令和8年3月3日まで  
令和8年1月6日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第7号**  
長崎県対馬市上県町佐須奈甲1050番地  
破産者 糸瀬 雅之  
異議申述期間 令和8年3月3日まで  
令和8年1月6日  
長崎地方裁判所厳原支部破産係

**特別清算開始**

**令和7年(ヒ)第102号**  
北海道士別市武徳町44線東7号  
清算株式会社 株式会社道北企画  
代表清算人 中島 英利  
1 決定年月日 令和7年12月24日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
旭川地方裁判所民事部

**令和7年(ヒ)第2102号**  
東京都千代田区丸の内1丁目9番2号  
清算株式会社 株式会社サンアクシス  
代表清算人 若狭 浩文  
1 決定年月日 令和7年12月25日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
東京地方裁判所民事部第20部

**令和7年(ヒ)第1018号**  
名古屋市中村区名駅4丁目24番8号  
清算株式会社 株式会社トラストライズ  
代表清算人 近藤 芳央  
1 決定年月日 令和7年12月24日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**特別清算終結**

**令和7年(ヒ)第11号**  
栃木県那須塩原市西栄町7番1号  
清算株式会社 株式会社Sweetfish Blues

1 決定年月日 令和7年12月25日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
宇都宮地方裁判所第1民事部

**令和7年(ヒ)第2052号**  
東京都港区六本木7丁目2番8号  
清算株式会社 株式会社ダブル・ティー・エフ・シー  
1 決定年月日 令和7年12月26日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(ヒ)第2059号**  
東京都江東区潮見2丁目1番22号  
清算株式会社 株式会社久米開発プロデュース  
1 決定年月日 令和7年12月26日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(ヒ)第2068号**  
東京都千代田区神田美士代町7番地  
清算株式会社 株式会社AIR BIOS  
1 決定年月日 令和7年12月26日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(ヒ)第8号**  
堺市北区長曾根町3035番地25  
清算株式会社 株式会社アマミ  
1 決定年月日 令和7年12月25日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
大阪地方裁判所堺支部

**令和7年(ヒ)第5号**  
広島県福山市水呑町2500番地1  
清算株式会社 株式会社ミノミ商事  
1 決定年月日 令和7年12月24日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
広島地方裁判所福山支部

**特別清算協定認可**

**令和7年(ヒ)第2001号**  
青森市中央1丁目24—4  
清算株式会社 株式会社アシスト  
代表清算人 坂田 美恵  
1 決定年月日 令和7年12月24日  
2 主文 次の協定を認可する。  
協定

**第1 通則**  
1 利息・遅延損害金の免除  
清算株式会社アシスト(以下「アシスト」という。)は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。

2 弁済の場所及び端数の処理  
(1) 本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。  
(2) 割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切捨てる。

**第2 一般債権**  
1 定義  
一般債権とは、協定債権のうち第3に定める関係者債権、利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。  
2 一般債権の弁済及び免除  
(1) 弁済原資  
アシスト及び清算株式会社株式会社エヌ・コム(以下「エヌ・コム」といい、両社を総称するときは「清算株式会社ら」という。)が保有する現預金及び仮払金の合計額から、清算株式会社らの清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般的優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社らに対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資とする。  
(2) 弁済  
清算株式会社らは、清算株式会社の一般債権者(エヌ・コムの一般債権の定義は本協定書第2、1項と同じ。)に対し、同率の弁済率(いわゆるペーレート弁済の方式)により弁済を行う。  
アシストは、本協定の認可の決定が確定した日から1ヶ月以内に、本項第(1)に定める弁済原資を分子とし、清算株式会社らの全ての一般債権額の合計額を分母として弁済率を算出し、アシストの各一般債権者の債権額に当該弁済率を乗じて算出した金額を弁済する(1円未満切り捨て)。  
(3) 免除  
一般債権者は、本項第(2)に基づく弁済を受けたときは、アシストに対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。

**(4) 新たな財産が発見された場合の追加弁済**  
ア 本項第(2)の弁済の後、アシストに新たな財産が発見されたときは、アシストは、これを速やかに換価し、清算株式会社らの一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存在する場合は、当該残額を分子とし、清算株式会社らの全ての一般債権額の合計額を分母として弁済率を算出し、清算株式会社らの各一般債権者の債権額に当該弁済率を乗じて算出した金額を弁済する。  
イ 本項第(4)アによる弁済を行った場合は、本項第(3)に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第(2)に基づく弁済時に遡って効力を失う。

**第3 関係者債権**  
1 定義  
関係者債権とは、協定債権のうち、坂田美恵及びエヌ・コムが有するものをいう。  
2 関係者債権についての免除  
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、アシストに対する関係者債権の全額につき、その債務を免除する。

以上  
青森地方裁判所第2民事部

**令和7年(ヒ)第2002号**  
青森市中央1丁目24—4  
清算株式会社 株式会社エヌ・コム  
代表清算人 坂田 美恵  
1 決定年月日 令和7年12月24日  
2 主文 次の協定を認可する。  
協定

**第1 通則**  
1 利息・遅延損害金の免除  
清算株式会社株式会社エヌ・コム(以下「エヌ・コム」という。)は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。

**2 弁済の場所及び端数の処理**  
(1) 本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。  
(2) 割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切捨てる。

<p><b>第2 一般債権</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1 定義</b></li> </ol> <p>一般債権とは、協定債権のうち第3に定める関係者債権、利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。</p>	<p>お残額が存在する場合は、当該残額を分子とし、清算株式会社らの全ての一般債権額の合計額を分母として弁済率を算出し、清算株式会社らの各一般債権者の債権額に当該弁済率を乗じて算出した金額を弁済する。</p>	<p><b>第2 按分弁済</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>特別清算会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から1か月以内に、資産の換価代金から、必要な費用を控除した残高を、別紙「本件協定債権額一覧」のうち元金残高に応じて按分して弁済する。</li> </ol>	<p><b>小規模個人再生による再生手続開始</b></p> <p><b>令和7年(再イ)第36号</b></p> <p>兵庫県川西市南野坂1丁目2番地の16 再生債務者 淑上 博嗣</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月5日午後5時</li> <li>主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</li> <li>再生債権の届出期間 令和8年1月26日まで</li> <li>一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月16日まで</li> </ol> <p>神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係</p>
<p><b>2 一般債権の弁済及び免除</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>(1) 弁済原資</b></li> </ol> <p>エヌ・コム及び清算株式会社株式会社アシスト（以下「アシスト」といい、両社を総称するときは「清算株式会社ら」という。）が保有する現預金及び仮払金の合計額から、清算株式会社らの清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般的優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社らに対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資とする。</p>	<p>イ 本項第(4)アによる弁済を行った場合は、本項第(3)に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第(2)に基づく弁済時に遡って効力を失う。</p>	<p><b>第3 関係者債権</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1 定義</b></li> </ol> <p>関係者債権とは、協定債権のうち、坂田美恵が有するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>2 関係者債権についての免除</b></li> </ol> <p>関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、エヌ・コムに対する関係者債権の全額につき、その債務を免除する。</p>	<p>以上</p> <p>青森地方裁判所第2民事部</p> <p><b>令和7年(ヒ)第2064号</b></p> <p>東京都渋谷区神宮前1丁目10番7号 清算株式会社 株式会社GOOD STAND ING 代表清算人 主濱 歩</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日 令和7年12月24日</li> <li>2 主文 次の協定を認可する。</li> </ol> <p>協定</p> <p><b>第1 通則</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本協定の対象となる債権 特別清算会社株式会社GOOD STAND ING（以下「特別清算会社」という。）に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権は、令和7年9月8日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した別紙「本件協定債権額一覧」に記載の債権者（以下「協定債権者」という。）が有する債権（以下「本件協定債権」という。）とする。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>2 債権額</b></li> </ol> <p>協定債権者の令和7年9月8日における本件協定債権額は、別紙「本件協定債権額一覧」のとおりである。</p>
<p><b>(2) 弁済</b></p> <p>清算株式会社らは、清算株式会社らの一般債権者（アシストの一般債権の定義は本協定書第2、1項と同じ。）に対し、同率の弁済率（いわゆるペーレート弁済の方式）により弁済を行う。</p> <p>エヌ・コムは、本協定の認可の決定が確定した日から1ヶ月以内に、本項第(1)に定める弁済原資を分子とし、清算株式会社らの全ての一般債権額の合計額を分母として弁済率を算出し、エヌ・コムの各一般債権者の債権額に当該弁済率を乗じて算出した金額を弁済する（1円未満切り捨て）。</p>	<p>以上</p> <p>東京地方裁判所民事第20部</p> <p><b>再生計画認可</b></p> <p><b>令和7年(再)第2号</b></p> <p>大阪市城東区永田2丁目2番19号 再生債務者 有限会社森口鉄工</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主文 本件再生計画を認可する。</li> <li>2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に定める事由はない。</li> </ol> <p>令和7年12月26日</p>	<p>以上</p> <p>東京地方裁判所民事第20部</p> <p><b>再生計画認可</b></p> <p><b>令和7年(再)第2号</b></p> <p>大阪市城東区永田2丁目2番19号 再生債務者 有限会社森口鉄工</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主文 本件再生計画を認可する。</li> <li>2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に定める事由はない。</li> </ol> <p>令和7年12月26日</p>	<p>千葉地方裁判所木更津支部</p> <p><b>令和7年(再イ)第3号</b></p> <p>千葉県君津市北子安5丁目13番29号 103 再生債務者 能城 周平</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決定年月日時 令和8年1月6日午後5時</li> <li>主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。</li> <li>再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで</li> <li>一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月24日まで</li> </ol> <p>千葉地方裁判所木更津支部</p>
<p><b>(3) 免除</b></p> <p>一般債権者は、本項第(2)に基づく弁済を受けたときは、エヌ・コムに対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。</p> <p><b>(4) 新たな財産が発見された場合の追加弁済</b></p> <p>ア 本項第(2)の弁済の後、エヌ・コムに新たな財産が発見されたときは、エヌ・コムは、これを速やかに換価し、清算株式会社らの一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してな</p>	<p>以上</p> <p>東京地方裁判所民事第20部</p> <p><b>再生計画認可</b></p> <p><b>令和7年(再)第2号</b></p> <p>大阪市城東区永田2丁目2番19号 再生債務者 有限会社森口鉄工</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主文 本件再生計画を認可する。</li> <li>2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に定める事由はない。</li> </ol> <p>令和7年12月26日</p>	<p>以上</p> <p>東京地方裁判所民事第20部</p> <p><b>再生計画認可</b></p> <p><b>令和7年(再)第2号</b></p> <p>大阪市城東区永田2丁目2番19号 再生債務者 有限会社森口鉄工</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主文 本件再生計画を認可する。</li> <li>2 理由の要旨 決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に定める事由はない。</li> </ol> <p>令和7年12月26日</p>	<p>千葉地方裁判所木更津支部</p>

令和7年（再イ）第342号 名古屋市中区新栄2丁目24番18号 R-SMART新栄2 301号（従前の住所）名古屋市名東区社台3丁目218番地 グレイス一社302号 再生債務者 望月 貴文 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月3日から令和8年2月10日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第304号 札幌市北区新琴似12条9丁目1番30号 再生債務者 遠藤 由美（旧姓山田） 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月18日まで 札幌地方裁判所民事第4部	3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月18日まで 山口地方裁判所下関支部再生係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部
令和7年（再イ）第38号 兵庫県明石市港町6番2号 サンリービ明石302号 再生債務者 稲田 育朗 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月17日まで 神戸地方裁判所明石支部再生係	令和7年（再イ）第20号 北海道小樽市新光町324番地277 再生債務者 佐藤 高史 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月18日まで 札幌地方裁判所小樽支部	令和7年（再イ）第148号 神戸市北区有野台1丁目13番の4 再生債務者 渡邊 竜 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月12日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第68号 群馬県伊勢崎市東小保方町3847番地12 再生債務者 高田 博 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（再イ）第277号 札幌市豊平区福住3条7丁目10番4-208号 再生債務者 小島 恭輔 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第21号 北海道小樽市新光5丁目35番20号 再生債務者 今野 勝博 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月18日まで 札幌地方裁判所小樽支部	令和7年（再イ）第164号 神戸市灘区新在家南町4丁目16番18-1007号 再生債務者 西野 一徳 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月24日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第35号 群馬県高崎市本郷町1504番地28 再生債務者 手塚 啓 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年（再イ）第302号 札幌市中央区北2条東13丁目1番地1 PLIME COART苗穂駅前202号 再生債務者 名古屋 勇 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第29号 鳥取県米子市淀江町佐陀350番地14 再生債務者 田代 清孝 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月18日まで 札幌地方裁判所小樽支部	令和7年（再イ）第164号 神戸市灘区新在家南町4丁目16番18-1007号 再生債務者 西野 一徳 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月2日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月24日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第82号 川崎市中原区下小田中2丁目32番17-401号 再生債務者 高田 保利 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年（再イ）第302号 札幌市中央区北2条東13丁目1番地1 PLIME COART苗穂駅前202号 再生債務者 名古屋 勇 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第34号 山口県下関市貴船町3丁目6番1-207号 エイルヴィラガーデンヒル貴船 再生債務者 久野謙太郎 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月28日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年（再イ）第36号 茨城県龍ヶ崎市平台4丁目16番地3 再生債務者 佐藤 英明 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月24日まで 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第46号 神奈川県座間市相模が丘2丁目33番10号 再生債務者 徳永 孝昭 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所相模原支部

<b>令和7年（再イ）第14号</b> 新潟県燕市小池新町192番地 再生債務者 八百板良文 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで 新潟地方裁判所三条支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月17日まで 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係	3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月24日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年（再イ）第42号</b> 富山市於保多町3番10—206号 信開セラーラ於保多町 再生債務者 中村 公則 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで 富山地方裁判所民事部
<b>令和7年（再イ）第527号</b> 大阪府守口市大久保町2丁目24番14号 再生債務者 灰野 孝二 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月25日まで 奈良地方裁判所	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月24日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年（再イ）第25号</b> 富山県高岡市駅南4丁目6-30 レオパレスビレッジ駅南102号（住民票上の住所）佐賀県伊万里市立花町1489番地35 再生債務者 齋藤 勝巳 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで 富山地方裁判所民事部
<b>令和7年（再イ）第99号</b> 堺市南区榎塚台3丁1番24-1205号 再生債務者 島野 好広 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月24日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月3日まで 和歌山地方裁判所田辺支部	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年3月10日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	<b>令和7年（再イ）第23号</b> 三重県名張市桔梗が丘西4番町3街区37番地 再生債務者 中島 大樹 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月25日まで 富山地方裁判所高岡支部
<b>令和7年（再イ）第116号</b> 堺市西区鳳北町6丁330番地6 再生債務者 鼻毛 良太 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月24日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月3日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令和8年2月24日まで 廣島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月4日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	<b>令和7年（再イ）第137号</b> 兵庫県姫路市西延末205番地26 再生債務者 福原 智裕 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月11日まで 津地方裁判所伊賀支部
<b>令和7年（再イ）第8号</b> 兵庫県南あわじ市神代國衙1688番地2 トレビル304号 再生債務者 竹田 健二	1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。	1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年2月25日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	<b>令和7年（再イ）第90号</b> 神奈川県海老名市杉久保南1丁目8番22号 再生債務者 後藤 智昭 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年3月11日まで 神戸地方裁判所姫路支部

令和7年（再イ）第17号 島根県大田市長久町長久八141番地 再生債務者 松本 純樹 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月18日まで 松江地方裁判所出雲支部	3 再生債権の届出期間 令和8年2月9日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月18日から令和8年2月26日まで 福井地方裁判所 <b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b>	令和7年（再イ）第39号 群馬県前橋市粕川町上東田面249番地3 再生債務者 高橋 良和 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第92号 愛知県豊田市西中山町中清田55番地34 再生債務者 加藤 清昌 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年（再イ）第10号 山口県下松市桜町2丁目16番32号 再生債務者 周田 信幸 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月4日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月25日まで 山口地方裁判所周南支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月23日まで 令和8年1月6日 千葉地方裁判所佐原支部	令和7年（再イ）第150号 さいたま市大宮区宮町5丁目62番地 再生債務者 谷山 明久 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第114号 愛知県岡崎市福岡町字北裏6番地1 キングスコート南公園リサイド 607 再生債務者 濱名 早人 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年（再イ）第54号 福井県坂井市坂井町朝日7丁目31番地8 再生債務者 大山 昌剛 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月25日まで 福井地方裁判所	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第152号 さいたま市桜区道場1丁目6番9-1号 再生債務者 植竹 聖 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月19日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第9号 福岡県筑後市大字一条684番地22 再生債務者 内野 茂 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 名古屋地方裁判所岡崎支部
令和7年（再イ）第57号 福井県鯖江市舟枝町第8号9番地4 再生債務者 阿辻山政宗 1 決定年月日時 令和8年1月6日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年2月6日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月17日から令和8年2月25日まで 福井地方裁判所	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 仙台地方裁判所登米支部	令和7年（再イ）第43号 埼玉県草加市長栄1丁目867番地 コンフォートヴィオール103号 再生債務者 細川 雅弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 さいたま地方裁判所第3民事部	令和7年（再イ）第12号 福岡県筑後市大字熊野108番地61メイプル熊野207号 再生債務者 神應寺 真 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 福岡地方裁判所八女支部個人再生係
令和7年（再イ）第14号 山形県酒田市大宮町2丁目7番地の18 再生債務者 斎藤 拓真 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 山形地方裁判所酒田支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月9日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係	令和7年（再イ）第25号 静岡県沼津市足高464番地の1 再生債務者 渡辺 和彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和6年（再イ）第41号 佐賀県鳥栖市宿町1063番地1 ロイヤルステージタウン鳥栖D棟110 再生債務者 光永祐一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年（再イ）第15号 山形県東田川郡庄内町清川字花崎96番地 再生債務者 濱口 友理 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 山形地方裁判所酒田支部	1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月27日まで 令和8年1月6日 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係		
令和7年（再イ）第58号 福井市新保1丁目2201番地1 再生債務者 谷口 淑人 1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。			

令和7年（再イ）第30号 岩手県八幡平市田頭第8地割109番地82 再生債務者 工藤 未来 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年（再イ）第12号 岐阜県揖斐郡揖斐川町春日美束107番地 再生債務者 白川 智明 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 岐阜地方裁判所大垣支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 30日まで 令和8年1月6日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 3日まで 令和8年1月6日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第90号 仙台市泉区南中山1丁目42番地の33 再生債務者 石山 貴基 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 仙台地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第39号 佐賀市若宮1丁目19番21号 再生債務者 大木 恵美 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 佐賀地方裁判所民事部破産係	令和7年（再イ）第44号 福井市加茂緑苑町422番地 再生債務者 藤澤 考慶 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 2日まで 令和8年1月5日 福井地方裁判所	令和7年（再イ）第467号 大阪府高槻市牧田町13番66-301号 再生債務者 相川 隆太 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 3日まで 令和8年1月6日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第19号 茨城県龍ケ崎市白羽1丁目23番地24 再生債務者 桃井 真人 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	令和7年（再イ）第7号 岩手県宮古市宮園9番18号 再生債務者 佐々木大作 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 30日まで 令和8年1月7日 盛岡地方裁判所宮古支部	令和7年（再イ）第20号 群馬県藤岡市藤岡1271番地11 再生債務者 山崎 秀樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 3日まで 令和8年1月6日 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年（再イ）第1号 大阪府富田林市大字佐備682番地1 再生債務者 中尾 知弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 3日まで 令和8年1月6日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第47号 神奈川県小田原市成田692番地の2 再生債務者 田畠 宏章 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第8号 岩手県宮古市宮園9番18号 再生債務者 佐々木さやか 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 30日まで 令和8年1月7日 盛岡地方裁判所宮古支部	令和7年（再イ）第60号 愛知県一宮市篠屋1丁目9番17号 セレーノ 101 再生債務者 九鬼 綾乃 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 3日まで 令和8年1月6日 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年（再イ）第79号 大阪府富田林市昭和町2丁目2番16号(101)、 (前住所) 大阪府富田林市甲田2丁目19番11号 再生債務者 山浦 大智 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 3日まで 令和8年1月6日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年（再イ）第8号 山梨県南都留郡富士河口湖町船津6713番地 159 再生債務者 吉田恵利子 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月6日 甲府地方裁判所都留支部再生係	令和7年（再イ）第25号 栃木県栃木市平柳町3丁目35番6号 再生債務者 大久保理恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 30日まで 令和8年1月7日 宇都宮地方裁判所栃木支部	令和7年（再イ）第445号 大阪府吹田市山手町1丁目22番41-102号 再生債務者 天野 匠 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 3日まで 令和8年1月6日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第24号 沖縄県中頭郡西原町棚原1丁目17番地の1 (カルマーレ405号) 再生債務者 德田 有二 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 3日まで 令和8年1月6日 那霸地方裁判所民事第3部
令和7年（再イ）第365号 大阪府吹田市山田東1丁目14番21号 再生債務者 森崎 明良	令和7年（再イ）第460号 大阪市淀川区加島3丁目11番53-808号 再生債務者 若宮 健佑		

令和7年（再イ）第217号 札幌市北区篠路4条2丁目3番2号 再生債務者 佐藤 忍 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 4日まで 令和8年1月7日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 4日まで 令和8年1月7日 高松地方裁判所丸亀支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 6日まで 令和8年1月6日 神戸地方裁判所明石支部再生係	3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令 和8年2月17日まで さいたま地方裁判所第3民事部
令和7年（再イ）第222号 札幌市手稲区前田10条20丁目7番23号 再生債務者 飛岡 和樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 4日まで 令和8年1月7日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 4日まで 令和8年1月7日 高松地方裁判所丸亀支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 6日まで 令和8年1月6日 神戸地方裁判所明石支部再生係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令 和8年2月20日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和7年（再イ）第16号 三重県伊賀市四十九町2131番地の1 マルベ リーハイアットⅢ 105号 再生債務者 光益 幸孝（旧姓藤森） 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 4日まで 令和8年1月7日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 9日まで 令和8年1月7日 京都地方裁判所第5民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2 月6日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 6日まで 令和8年1月6日 神戸地方裁判所明石支部再生係	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令 和8年2月17日まで 岐阜地方裁判所
令和7年（再イ）第42号 大津市三大寺5番A11-405号 再生債務者 北出 静香 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 4日まで 令和8年1月7日 津地方裁判所伊賀支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年8月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月28日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 28日まで 令和8年1月7日 山口地方裁判所岩国支部	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。 令和8年1月6日 福井地方裁判所	令和7年（再イ）第37号 福井県越前市日野美2丁目35番地 タウニー 日野美201 再生債務者 森田 吉雄
令和7年（再イ）第11号 山口市小郡新町7丁目12番11号 再生債務者 石橋 一生 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2 月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 4日まで 令和8年1月7日 大津地方裁判所民事部再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2 月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 4日まで 令和8年1月7日 山口地方裁判所民事部個人再生係	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条1号に定める事由がある。 令和8年1月7日 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	令和7年（再イ）第8号 茨城県守谷市美園3丁目14番地7 再生債務者 多賀 正則
令和7年（再イ）第13号 香川県丸亀市中府町1丁目6番56号 再生債務者 岡田 充弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 4日まで 令和8年1月7日 高松地方裁判所丸亀支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年2 月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年2月 4日まで 令和8年1月7日 山口地方裁判所民事部個人再生係	1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 191条1号に定める事由がある。 令和8年1月7日 さいたま市岩槻区美園東2丁目15番地6 レーベン・ハイム美園Ⅱ 203 再生債務者 本間 紘里	令和7年（再イ）第4号 さいたま市岩槻区美園東2丁目15番地6 レーベン・ハイム美園Ⅱ 203 再生債務者 本間 紘里
令和7年（再イ）第14号 香川県丸亀市飯野町東分2630番地10 再生債務者 三好 辰蔵	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。	令和7年（再口）第4号 埼玉県草加市瀬崎3丁目22番3-107号 再生債務者 内倉 和秀 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生 による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月27日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月10日から令 和8年2月20日まで さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**給与所得者等再生による再生  
計画案についての意見聴取**

令和7年(再口)第1号

奈良県香芝市今泉829番地14

再生債務者 阿部 伸次

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月18日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和8年2月3日まで  
令和8年1月6日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**給与所得者等再生による再生  
計画認可**

令和7年(再口)第7号

広島市中区舟入幸町18番15-301号

再生債務者 谷末 和也

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月7日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(再口)第1号

広島県福山市神辺町字道上2238番地23

再生債務者 大嶋 玲子

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年12月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月6日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(再口)第1号

宮城県伊具郡丸森町小斎字西北原4番地1

再生債務者 目黒 憲男

1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和8年1月5日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月7日

仙台地方裁判所大河原支部

**所在等不明共有者の持分の取  
得の裁判に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく

ださい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をするについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第6号

鹿児島県姶良市加治木町反土2775番地2

(不動産登記記録上の住所)鹿児島県姶良郡  
加治木町反土2775番地2

申立人 中附 律子  
住所・居所 (最後の住所)鹿児島県姶良市  
加治木町反土2775番地2

(不動産登記記録上の住所)鹿児島県姶良郡  
加治木町反土2775番地2

所在等不明共有者 亡小岩弘子相続財産

届出期間満了日 令和8年4月24日

令和7年12月25日

鹿児島地方裁判所加治木支部

(別紙) 物件目録

1 所在 鹿児島県姶良市加治木町反土字萩原屋敷  
地番 2775番2  
地目 宅地  
地積 265.84平方メートル  
(所在等不明共有者の持分 2分の1)

**所有者不明土地及び建物管理  
命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第11号

富山市新総曲輪1番7号

申立人 富山県知事 新田 八朗

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所)富山県南砺市荒木1559番地1

所有者 亡浅野浩相続財産

届出期間満了日 令和8年2月25日

令和7年12月25日 富山地方裁判所高岡支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 南砺市荒木  
地番 1559番1  
地目 宅地  
地積 62.54平方メートル  
2 所在 南砺市荒木  
地番 1564番5  
地目 宅地  
地積 13.22平方メートル  
3 所在 南砺市荒木  
地番 1564番8  
地目 宅地  
地積 45.08平方メートル  
4 所在 南砺市荒木1559番地1、1559番地2  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 159.13平方メートル  
2階 132.06平方メートル  
(専有部分の建物の表示)  
家屋番号 荒木1559番1  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 88.91平方メートル  
2階 61.84平方メートル

令和7年(チ)第11号

佐賀市栄町1番1号

申立人 佐賀市長 坂井 英隆

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所)茨城県潮来市永山609番地

所有者 江藤 一彦

届出期間満了日 令和8年3月13日

令和7年12月26日 佐賀地方裁判所  
(別紙) 物件目録

1 所在 佐賀市東与賀町大字飯盛字二本谷  
地番 923番  
地目 宅地  
地積 590.43平方メートル  
2 所在 佐賀市東与賀町大字飯盛字二本谷  
923番地  
家屋番号 923番  
種類 居宅  
構造 木造草葺2階建  
床面積 1階 57.85平方メートル  
2階 23.14平方メートル

**所有者不明土地管理命令に関  
する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第11号

千葉県市原市松ヶ島150番地5

申立人 波田野益男

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の本店所在地)千葉市中央区長洲二丁目21番1号

所有者 若宮商事株式会社

届出期間満了日 令和8年2月24日

令和7年12月24日 千葉地方裁判所  
(別紙) 物件目録

所在 市原市能満字関戸  
地番 2番1  
地目 宅地  
地積 120.55平方メートル

令和7年(チ)第10号

福井市大手3丁目17番1号

申立人 福井県

住所 福井県大野市中保第24号18番地11

所有者 株式会社美喜建設

届出期間満了日 令和8年3月3日

令和7年12月26日 福井地方裁判所  
(別紙) 物件目録

1 所在 大野市中保7字下大門  
地番 14番2  
地目 公衆用道路  
地積 57平方メートル  
2 所在 大野市中保7字下大門  
地番 19番4  
地目 公衆用道路  
地積 148平方メートル  
3 所在 大野市中保7字下大門  
地番 25番1  
地目 宅地  
地積 5.1平方メートル  
4 所在 大野市中保7字下大門  
地番 25番2  
地目 公衆用道路  
地積 30平方メートル

令和8年1月16日 金曜日

令和7年(子)第11号	福井県坂井市丸岡町上竹田30号11番地 申立人 公益財団法人坪川家住宅保存会 最後の住所 福井市高木中央2丁目2905番地 所有者 亡重尾良廣相続財産 (不動産登記記録上の氏名)重尾 良広 届出期間満了日 令和7年12月26日 令和8年3月3日 (別紙) 物件目録 福井地方裁判所
1 所在地番 坂井市丸岡町上竹田31字村中二 地目 12番 地目地積 山林 地積 188平方メートル	
2 所在地番 坂井市丸岡町上竹田31字村中二 地目宅地 地積 357.02平方メートル 所在 13番 地目宅地 地積 297.52平方メートル	
3 所有者 西亀 岩藏 届出期間満了日 令和8年2月25日 令和7年12月25日 広島地方裁判所 (別紙) 物件目録 申立人 広島県知事 横田 美香 住所・居所 不明 所在 地番 東広島市西条町下三永字新シ 地目墓地 地積 19平方メートル	

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済  
(乙) 掲載紙 官報  
掲載の日付 令和七年六月二十日  
掲載頁 一四二頁 (号外第一三八号)  
令和八年一月十六日  
東京都千代田区大手町一丁目五番五号  
(甲) 株式会社みずほ銀行  
代表取締役 加藤 勝彦  
東京都千代田区神田錦町二丁目三番地  
(乙) みずほリサーチ&テクノロジーズ  
株式会社  
代表取締役 吉原 昌利  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部をそ  
継して存続し、乙は解散することにいたしまして  
ので公告します。  
この合併に對する異議のある債権者は、本公司

令和八年一月十六日  
川崎市中原区上小田中四丁目一番一号  
(甲) 富士通株式会社 代表取締役社長 時田 隆仁  
(乙) 富士通ホーム&オフィスサービス 株式会社 代表取締役社長 高須 恵一  
合併公告  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(甲) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年十二月二十六日  
掲載頁 八十三頁(号外第二八六号)

令和八年一月十六日  
大阪府門真市大字門真一〇四八番地  
(甲) パナソニックエイジフリー株式会社  
代表取締役 坂口 哲也  
千葉県松戸市岩瀬六三二番地の二  
(乙) 株式会社ボウサイ東葛介護ショッピングセンター  
代表取締役 坂口 哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.tmt-machinery.jp/company/>

(乙) 揭載 官報  
掲載の日付 令和七年十月十六日  
掲載頁 五十七頁 (号外第二三〇号)

令和八年一月十六日

2	地積 所在 地番 地目 地積 所在地 地番 地目 地積 所在地 地番 地目 地積 地目 宅地 14番 宅地 297.52平方メートル	188.50方メートル 坂井市丸岡町上竹田31字村中二 13番 坂井市丸岡町上竹田31字村中二 14番 坂井市丸岡町上竹田31字村中二 14番 297.52平方メートル
3	令和7年(子)第18号 広島市中区基町10番22号 申立人 広島県知事 横田 美香 住所・居所 不明	
	所有者 西亀 岩藏	
	届出期間満了日 令和8年2月25日 令和7年12月25日 広島地方裁判所 (別紙) 物件目録 所在 東広島市西条町下三永字新シ	

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公報します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公報掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都中央区勝どき四丁目一一番二号

(甲) 合同会社ケーブラン  
代表社員 増田 尚美

(乙) 合同会社カイト  
代表社員 増田 尚美

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公報掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承  
受け、合併公告を掲載する旨申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり  
です。

(甲) 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年十二月二十六日

(乙) 掲載 官報  
掲載頁 八十三頁（号外第二八六号）

掲載の日付 令和七年十二月二十六日

掲載頁 八十四頁（号外第二八六号）

令和八年一月十六日

大阪市中央区今橋二丁目三二番一一号

(甲) シティビルド株式会社  
代表取締役 松谷竜二郎

(乙) ピーアーム株式会社  
代表取締役 松谷竜二郎

（甲） <https://www.tmt-machinery.jp/company/>

（乙） 掲載 官報  
掲載の日付 令和七年十月十六日  
掲載頁 五十七頁（号外第二三〇号）

令和八年一月十六日  
大阪府大阪市中央区北浜二丁目六番二六号  
大阪グリーンビル六階

（甲） TMTマシナリー株式会社  
代表取締役 高本 隆二  
大阪府大阪市中央区北浜二丁目六番二六号  
大阪グリーンビル六階

（乙） TMTソリューションズ株式会社  
代表取締役 西大路 誠  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しそは解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

申立人 広島県知事 横田 美香  
住所・居所 不明  
所有者 西亀 岩藏  
届出期間満了日 令和8年2月25日  
令和7年12月25日 広島地方裁判所  
(別紙) 物件目録  
所在 東広島市西条町下三永字新之  
地番 363番  
地目 墓地  
地積 19平方メートル

(2) 合同会社甲乙丙  
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を繼して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司告載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
令和八年一月十六日  
神奈川県川崎市幸区小倉一番地一、E一  
(甲) 合同会社プラネット  
三一九 代表社員 泉 健太  
神奈川県川崎市幸区小倉一番地一、E一  
(乙) 合同会社スマイル  
三一九

(甲) シティビルド株式会社  
代表取締役 松谷竜二郎

(乙) ビームーム株式会社  
代表取締役 松谷竜二郎

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議(会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意)は令和八年二月六日を予定しております、乙は

大坂グリーンビル六階  
(乙) T M T ソリューションズ株式会社  
代表取締役 西大路 誠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 山陽新聞  
掲載の日付 令和七年十一月十七日

左記会社は関係当局への届け出、許認可の取得等を条件に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日を予定しております。

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継  
りて存続し乙は解散することにいたしました。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公司告白  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

り　　承　　拝　　申  
経ずに合併を決定しております。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲  
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり  
です。

掲載の日付 令和七年十一月二十一日  
掲載頁 一六〇頁（号外第二五六号）  
令和八年一月十六日  
岡山市南区福浜町一三番二八号  
(甲) 平松電気工事株式会社

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。  
(N) <http://www.fujitsu.com/jp/group/fho/>

(N) https://panasonic.co.jp/pai/company/  
accounts.html  
(N) https://bousai-toukatsu-kaigo.jp/  
company/

岡山市北区野田五丁目一番四号  
代表取締役 平松 良一  
(乙) 不動電気株式会社  
代表取締役 平松 良一

## 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のみやすい解析事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継せることにいたしましたので公告します。社法第七十九条第二項、乙は同法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十七日  
掲載頁 一二六頁(号外第一四六号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月二十四日  
掲載頁 二二〇頁(号外第一六九号)

(丙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二六頁(号外第一四六号)

(丁) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二六頁(号外第一四六号)

(戊) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二六頁(号外第一四六号)

(己) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二六頁(号外第一四六号)

(庚) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二六頁(号外第一四六号)

## 吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割によりウエルシア薬局株式会社(乙)、住所東京都千代田区外神田二丁目二番一五号)のECサイトの運営事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.welcia-yakkyoku.co.jp

(乙) http://www.welpark.jp/

(丙) https://www.welcia-yakkyoku.co.jp

(丁) https://www.welcia-yakkyoku.co.jp

(戊) https://www.welcia-yakkyoku.co.jp

(己) https://www.welcia-yakkyoku.co.jp

(庚) https://www.welcia-yakkyoku.co.jp

(辛) https://www.welcia-yakkyoku.co.jp

(壬) https://www.welcia-yakkyoku.co.jp

(癸) https://www.welcia-yakkyoku.co.jp

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二六頁(号外第一四六号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二六頁(号外第一四六号)

(丙) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二六頁(号外第一四六号)

(丁) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二六頁(号外第一四六号)

## この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十六日

千葉市若葉区若松町九八一番地四

有限会社小堀商会

代表取締役 小堀 達也

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり、組織変更後の商号は株式会社ムーブ・オンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

埼玉県川越市大字的場六一三番地四

ムーブ・オン合同会社

代表社員 坪谷千代子

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社として当社の飲食店運営事業の一部(カキ小屋食堂)を新設する。

門店五鉄沼津五鉄本店「海鮮専門店五鉄小田原五鉄」「海女小屋BBQ」「漁師めし食堂沼津店」に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 紙 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二九頁(号外第二五九号)

(乙) 掲載 紙 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二九頁(号外第二五九号)

(丙) 掲載 紙 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二九頁(号外第二五九号)

(丁) 掲載 紙 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二九頁(号外第二五九号)

(戊) 掲載 紙 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二九頁(号外第二五九号)

(己) 掲載 紙 官報

掲載の日付 令和八年一月十六日  
掲載頁 一二九頁(号外第二五九号)

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都杉並区高円寺南四丁目四四番一三一

一〇一号 合同会社ラチとライオン

代表社員 高比良昌典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

L V J ホールディングス2合同会社

代表社員 L V J ホールディングス合

同会社 職務執行者 稲垣 伸一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

L V J ホールディングス2合同会社

代表社員 L V J ホールディングス合

同会社 職務執行者 稲垣 伸一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都文京区湯島四一六一二湯島ハイタ

ウン九一四 合同会社ソラトブ

代表社員 宮崎 稔也





